

和田村小字考

(2)

和田村小字考

(2)

目

六五	六四	六三	六二	六一	六〇	五九	五八	五七	五六	五五	五四	五三	五二	五一	五〇	四九	四八	四七	四六	四五
煙樹浜	天狗松	御旅所	濱すが	葬場	松原	今池	狩谷	雷神社祭神	樟の大樹	雷神社	雷谷	お宮の池	風呂の谷	大谷池	お六穴	竈崖	街道	論争	大谷	狐谷
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
27	26	25	25	24	12	11	11	9	9	7	7	7	6	5	4	3	3	2	1	1

次

八六	八五	八四	八三	八二	八一	八〇	七九	七八	七七	七六	七五	七四	七三	七二	七一	七〇	六九	六八	六七	六六
深田	松成	千町	能力	鶴泊橋	足上り	鶴泊里	横ノ手	小池前	後田	中開	地開	芦原	汐田	田縁	下野	初湯田	戎社	網代	磯辺	大浜
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
45	44	44	43	38	38	37	36	36	34	34	34	34	33	33	30	29	29	28	27	27

一〇七	一〇六	一〇五	一〇四	一〇三	一〇二	一〇一	一〇〇	九九	九八	九七	九六	九五	九四	九三	九二	九一	九〇	八九	八八	八七
三宝寺	久保谷	古墳	城趾	王子ノ後	お倉橋	王子ノ前	例古	寺田	油免	塔寺田	横田	河原瀬	水門	六郷井堰湯口	千貫堰	蟹田橋	打延	法師子	志賀増	王子ノ西
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
63	62	62	61	59	59	58	58	58	57	55	53	52	52	51	49	49	49	47	47	46

	一二七	一二六	一二五	一二四	一二三	一二二	一二一	一一〇	一一九	一一八	一一七	一一六	一一五	一一四	一一三	一一二	一一一	一一〇	一〇九	一〇八
後書	東裏	岩崎	弥生式住居趾	鳥ノ巢脇	北裏	内稗田	京田地免	椎崎	西岡谷	峠谷	立花	観音寺前	観音寺	中井谷	山下	城山	中橋	宇戸谷	狐塚	塔屋敷
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
79	77	77	76	76	75	75	74	74	73	73	72	72	71	71	71	65	65	65	64	64

狐谷

キツネタニ

今是一个の字名ともされてゐない。只里人の呼び名にとゞまるのであるが、恐らくは以前は獨立した谷であつたのであらう。これは山伏尾の東の谷をさすのである。従つて之谷を劃する尾根の先にくづれた墳形があるのである。その狐谷といはれることは、何か狐についての關係があるのであらうが、今それを知り得ない。斯うした動物の名のついてゐる處は相當あるらしく、近くは入山に狐塚あり・平川に狼谷・志賀の猿渡り・小熊に牛の谷・中津川に猪ノ谷・伊藤川の大蛇谷といふのがある。狭い見聞にして之であるから、相當にあると思はれる。志賀の猿渡は猿渡社の所在である爲の名であると聞けば、いづれも何かの因縁がなければならぬと思はれるのであるが遺憾である。

大谷

オホタニ

岩谷の西にあつて、和田村の最西であり・南高粒山麓最大の谷といふ意味であらう。此の西の尾を巳さし尾と稱し、名の如く巳の方位をさしてゐるからの名であるといふ。日高川口松原村浜の瀬に発して里余に亘る長松林も、表面的には本ノ脇の東で終つてゐるが、尚部落の間に点在する老松・それに續いてその西部に残存するありて、事実上城の尾端に終つてゐる。従つてこの字大谷は全く海に沿ふ山崖といふものであるが、尚二町ほどは大浜の余影を残して、眞砂の渚は残されてゐる。浜には点々と岩礁の出没するありて磯にとりかゝるので、渚のつきる所より愈々麓が迫り、激浪これを洗つて巖重畳・風早の三穂の浦廻と詠まれたのもさこそうなづける。更に五丁余にして三尾村との村界をなすのである。それは巳さし尾の尖端から沖に出没するゴンノバイを見通しての線であるといふ。今も路傍に堺石が埋められてある。

論争

此の境界のあたりを今の人は論争と云つてゐるのは、読んで字の如くであれば、即ち境界について論争を事としたのであることは云はづも知れたことで、境界拡張を主張論争であらうことは常識であるが、驚くなかれ、拡張どころではなく狭少をゆづり合つての論争であつたと聞いてあきれる外はない。まことにこの村人達の前には釈迦も孔子も三舎を避けるに違ひはない。其の論争の結果和田側の勝となつて、此の境界を定めたのである。それも昔のことならば兎も角、明治二十二年の町村制の定められた時のことであるといふ。其処で思ひ當るのは、古来いづれの村界にしても道祖神をまつり、或は金剛童子の碑とか庚申さん或は地藏尊・観音さんとまつられて、悪鬼災難の防止をしたものである。其の観音堂此処から七・八町も西に祀られてあり、毎年三月二日には此の観音さんの會式として投餅などを催された。恰も春の節句のことで磯遊びを兼ねての参詣者に、非常な賑ひを呈したものであつたと云ふ。私幼少の頃も尚度々此処に参したことは記憶に新しい。其の観音堂は境界であつたに違ひあるまいと思はれるのである。其の勝論で和田側は此処まで引退することが出来たのである。其の理由といふのは、此の頃水死人は此の海岸に時とすると漂着した。それをお互ひにきらつて一寸でも短い海岸線を希望してのことであつたと聞いてゐる。全く二度びつくりせざるを得ない、嘘のやうなまことである。

當時は今日と違つて生活は豊かで、磯にある幸など問題にならなかつたといふことにもならうが、そのおかげで今日和田の人は、釣り竿一本たれても入漁料を支払はなければならず、従つて個人漁業を専らとする人は殆どないといつてもよいのである。その狭隘は仕事にならないのであるのみならず、此の奥地の山は如何に禿山同然の雑木林と云つても、此処から採る薪でも尚相當なるものがあると思ふとき、いさゝか寒心にたえぬことではあるまいか。

街道

話は亦城の尾の麓にもどつて、本ノ脇つきるところから浜に降りずに、山裾を切り開いて街道を新設したのは、明治二十五年頃のことであるといふ。ざっと今から六十年位前のことである。今日は此の街道を一日に九回最新式バスが往復しているが、その以前は眞砂づたいに行くこと二町余りにして、山崖にあたる、そこを竈崖といふ。

竈崖

名の如くヘツツイの形に湾曲した崖である。他処では穴をヘツツイと云ふ如く民俗幸で云つてゐるから、穴のためにしか呼ばれるのではないかとも云はれるが、穴をヘツツイと呼ぶことはいかな幸者が論じて、一般愚者はそれで得心しないことは明かである。まして此の附近には穴と云へばお六穴と呼ぶまぶ穴、しかも内で下向きに入つてゐるのと、更に波の打ち入る穴に俗にオメコ岩と云はれてゐるのが一つ、只二つ位であつて他には断じてない。従つて崖の形から云はれてゐるものであることは明かである。其れは兎も角として此の崖から約半町位は波の間にく通らねばならぬところが、岩づたいであつた爲めに親不知とよばれ（今は此処に眞砂が置かれてある）、更に岩づたひに飛びくに行く事一町たらず、山の尾のやうな岩を這ひ上がらねばならぬ処で、大戻りと云はれ山端を少し行つて、今度は亦下らねばならぬ。それが亦急で徳利割りと云ふ名がつけられてあつた。此処が所謂境界である。其の下は砂利浜のやうに三・四十間あつて、お六穴が其の西側の裾に東向きにあるのである。

此の穴が前に云つた宣長翁が塩屋の漁人に指し示されたと思ふ所で、三穂岩室といふのであらふと思ふ。又近くは芝口氏などいふ処である。そうして観音像は其の穴にまつられてあつたが、後に西へ移して堂を建てたといふことは、紀州志略といふ頼りない寫本にひきつたえたものではあるまいか。観音

堂は明治二十五年頃道路が出来たので、下にあったのを道の傍に移したと聞くが、お六穴にあったと云ふことは村の人の口には聞かれない。それでは争論の意義は全くない。論をしたいがもとく通りであったと云ふことにしかならぬと思ふ。

お六穴

この穴をお六穴と云ふのは明治十二・三年頃のこと、此の穴は初湯に通じてゐるといふので、お六と云ふ乞食に縄を持って入らしめた。ところが縄は幾百尋となく次第に深く、余りのことに「お六やーい」と呼ぶこと数回にして直ぐ近くで返事をした。それで空いた口が塞らず、以来お六穴といふ事になったといふ。既にその頃乞食の巢であつたらしい。私の幼少の頃磯釣りの販りには、乞食連が夕餉の煙を上げるのが三・三・五・五とこの附近にあつて、まことに薄気味の悪い所であつた。其の頃から見ると今日非常に穴が埋められて、殆んど其の存在も定かでない程度になつてゐる。大正の末年頃から昭和十二・三年頃まで熊野から来たといふ老夫婦が住んでゐた。其の人は乞食ではなく箒（筆）を作り・シダ籠を作つて原始生活をした人で、若い時主家の娘と墮落ちして熊野にいたり。老境に至つて此処に来たので、有田郡宏村の人と云ふ事で、土地の人は濱口さんと字名した、その本名は知らぬ。其の人も最後には此の穴で終らず、三尾村の救助で終つた、と云ふのも浪に迫はれたのであると聞いてゐる。

此の穴は地質的に盲目の私には何とも論議の資格がないが、云ふが如く古いものかしらと疑はざるを得ない。論争以来三尾領となつたのでここから先は云はぬこととする。此の道路の境界から和田村に入つたところ、つまり徳利割りと犬戻りと云はれる所の断崖の上に、三階建の家屋が昭和十四・五年頃に出た。此処から見る東の景觀は実に素晴らしいものがある。その一目の景觀に惚れこんだのは此の建築となり、観光客を誘致しようといふ目的であつたといふ。

今ならば日ノ御崎・アメリカ村と宣伝よろしく、バス運轉もあつて相當な来客もあつたものを、少し

早計であつたのは遺憾である。

大谷池

此処から道路を戻ること一町余で、深い溪谷に架せられた橋を渡る。これを大谷と称す。名の如く此の谷は口は一の小橋で事足る狭小であるが、其の奥は実に深く広い。此の谷を一町余り上る処に設けられたのは大谷池である。この池は下に養ふの耕地をもつでなく、此処に設けられたのは実に遠大の計画のもとに施された大工事である。

頃は明治五・六年の事で、此処から城の尾の中腹を廻って、本ノ脇の後を経て宮の谷を過ぎ、段垣内・谷口は勿論、宮垣内辺・更に出来れば西村・西分のあたりまで耕田としようと云ふのであるから、成程遠大な計である。

時の庄屋新兵工・事務主任源太郎・工事主任小池の人平太夫と云ふ人達の盡力で、人夫は富安の獄舎にゐた囚人を使役したまことに大工事で、根石一つが一貫目を要したといはれ、工費すべてで千貫普請と云はれたのであるが、水は本ノ脇の池へ落ちたのは只一回で、後は全部溝を抜けてしまつて池までとどかなかつたと云ふことである爲にそのまゝ中止し、今は池も溝も立派に残つてゐるが、まことに用のなさぬ存在となつてゐる。テングの川と共に東西に相對する好一對である。更に大谷橋から一つ山の先を廻ると、眼下に見えるおもちゃ船を繋ぐやうな防波堤を岩間につくられた築港がある。昭和二十一年十月の南海地震についての沈下対策の事業として、数十万の財を投じて激浪と闘ひながら設けられた工事である。

これを見て沈下対策として役立つ時代が来たらば、これこそ世の中破滅の時である。それにしても縣はおしげもなく補助金と云ふものを與へて設けしめた。設くる村も愚人輩の集團なら、之をなさしめた縣のお役人も、お金を棄てなければ仕事にならないと心得てゐる賢明であることは、之が碎けるまで残

る記念事業でもある。

風呂の谷

フロノタニ

宮の谷の東北にあたり、奥の西側の尾根は岩口谷の狐谷と境し、下って宮の谷とかざられることになる。此の尾崎は東に張り出してゐるので、谷口は東向きになってゐる。風呂は我々日本人には最も愛好されて、病人でもまだ風呂に入れぬといふ事ほど、左様にしたしまれてゐるのである。これがためか温泉と云へばいづくでも大入満員である。其の風呂ももとは寺院から行はれたもので、特に禪宗では此の入浴も一つの作務とされてゐて、其にも亦規式があるといふ。それが民間に普及して今日の如く一日に一回は必ず入浴する風習となり、爲に田舎ではモヤイ風呂と云ふ事行はれ、又モヤイ風呂さへも行はれてゐる。都会では銭湯は何処でも大盛況。此の風呂も最初は湯桶へ入るものではなかったらしく、蒸風呂であつたといふが、順次改良されるに至つたといはれてゐる。風呂の歴史を語るのはこれ位にして置いて、此の風呂ノ谷の名の発生を考へねばならぬ。斯様に風呂を好む人々は、此うした所まで名をもつて来てよろこんだものであらう。つまり地の暖かさは風呂に似てゐるといふ意味であらうか。でなければ他に拠るべき根拠がない。近くは三百瀬に風呂ノ谷があり・萩原に石風呂があると云ふことは、風呂の谷より一時代先行するものであらふかと思はれる。由良興国寺の後の風呂ノ谷は、法燈国師がここに禪宛をはって、関南第一の禪林を称揚した時に風呂を設けた地であることは想像に難くない。中山氏の民族学辞典に、昔禪宗虚無僧の寺で風呂を立てゝ寄り来る僧を浴せしめた。風呂の地名を持った処がある（或は罪人を調べるよすがともして）といふことであるが、それは勿論當然のことで、寄り来る僧でなく、一般民衆を入浴せしめた光明皇后の話も昔々にすでにある。興国寺の風呂の谷の如きは虚無僧の開山でもあるが、獨り虚無僧のみの専有ではなかつたろう。又土生に風呂ノ上・風呂ノ下と云ふ所が

あり、其の地の形状と傳歴によつて、様々に考證されることであらうが、風呂は亦室と同義の語で、アナガマ 窖とか・岩屋のことでもあれば石室とも解され、考古學上の古墳の所在を意味するのでもないかとも云はれるのであるが、これも土地により所に従つて考究すべきであるが、此処ではそうした考證が成立しない。と云つて何時どんな古墳が発掘されるやら未知に属するが、それまでは斯く平凡に考へておかねばならぬと思ふ。

海草郡加太浦木ノ本西ノ莊松江村に風呂垣内と云ふ処がある。これは風呂と云ふ一族があり風呂統と云ふ。昔村中の穢にふれし者此処に別居し、穢盡きて風呂を浴し清めて本村に皈つた後、其処に居住せるより、風呂垣内の名おこりしと、内遠翁の考に見えたり。又同書伊都郡那賀に半風呂といふもありと見えあり。

お宮の池

明治初年の頃の開鑿にかゝるものであるといふ。下に田六・七反ありこれを耕作する爲であつたが、現時は畑地として之も亦池の用を辨してゐない。昭和二十八年七月十八日の降雨は、此の谷の出水甚だしく、水が池を溢れ谷川の堤を破つて十数軒の浸水を見たことは、実に古来豫期しない珍現象であつたことは、目玉をむいて仰天しなければならぬ。

雷谷

イカツチダニ

風呂の谷の東で矢張り山側の谷間である。此処に明治四十年合祀に至るまで雷神社の鎮座の地である爲めの名である。宮は既に事実上消滅したが、此の谷の名によつて永久に残さるべき記念の名である。

雷神社

いつの頃の鎮座が明らかでない。古来雷除の神として尊崇され、古くは其の護符を出したといふ。だからこの里へは雷が落ちないといふことは、土地の人達の信條となつてゐる。然しこれは八町以内の地であると云ふのは、古来社に伝へる言寄せである。明治四十年八月時の施政に従つて御崎神社に合祀されることになり、其の社殿までも何某組といふ手で、御崎神社まで曳き移されたことは、私の記憶に新なるものがある。今御崎神社の正殿の東に並んでゐるのがそれで、石垣・石段の壊れたまゝに残置されて雑木林となつてゐる。続風土記にも記されてある、旁五丈余といふ遠賀多萬の樹が尚残されてあることは、この雷谷の亡びざる限り・此の木の枯死せぬ限り、雷神社をしのぶ唯一の神木と云ふべきものである。旧記に曰く

當社正殿の裏におがたまの大樹あり高さ五丈余。右の木ハ當郡□□上は□□木に御座候由申傳候俗人も大尊二候 □□古木者之由二御座候 當時之ハ若木二御座候得共 実ハ甚見事二御座候と記してあるが、虫食ひ甚だしくて充分に読み得ないのは遺憾であるが、兎に角此の頃にも五丈余あつたらしいが、更に続風土記の頃の書には

御社の裏におがたまの木生へ御座候 往古より有之候処一本は枯木と相成 當時生え有之処 高サ五丈余も可有之生立御座候

とあるので、続風土記に記してゐる木は、即ち旧記にいふ若木であるらしいのである。今存する木は目通り三抱・高さ一丈五・六尺の所で折れて、そこから枝をはつて鬱蒼に繁つてゐるのであるが、恐らく天保の頃から百二十年を経てをれば、その頃の又若木が成長したものであらうと思はれる。

此のおがたまのきといふヲガタマは、招靈ヲガタマの転で神靈を招ヲギ奉るものなれば云々 とされてゐることは、天照大神が天の岩戸に隠れ給へる時、勾玉をかけて招き奉つたのが此の木であるといはれるところから、招靈オガタマの称があるのであると云はれ、古来神木として尊み奉る故に、古今傳授の三木の一とも称されてゐるのであつて、榊の異名とされてゐる。尚これについては茅原定著『茅草漫録』・高田與清『松屋叢考』等詳細なる研究が見られる。

樟の大樹

この社のこの地にありし頃、その参道の左手に樟の素晴らしい大樹が茂つてゐた。これも明治三十七・八年の頃切り倒されて、樟腦の工場が作られて久しい間事業をなしたことは、其の工程を見に行つた事が記憶に残つてゐる。

雷神社祭神

祭神については旧記に

祭神不詳 相傳荒神 嚴罰利生 他人甚恐 神威往昔 狹野尊有臨焉歟

と記してゐる。今此の文字を以てしてゐることは、當時明瞭を欠くと雖も何等かの傳へがあつたものと思はれる。之によつて見ると、続日本紀元応元年七月

癸酉右京ノ人正六位紫原ノ勝子公言ス子公等ノ先祖 伊賀都ノ臣ハ中臣ノ遠祖天ノ中主ノ命廿世ノ之孫意美佐夜麻之子也伊賀都臣ハ神功皇后御世使ニ於百濟一使娶彼土ノ女一生ニ男一名曰ニ本大臣小大臣ト一遙尋ニ本系一皈ニ於聖朝一時賜ニ美濃国不破郡紫原地一以居焉厥後因レ居命レ氏遂ニ負ニ栗原ノ勝ノ姓一伏乞蒙ニ賜中臣栗原ノ連一於レ是子公等男女十八人依レ請改賜レ之

(拠国史大系本)

尚同書頭註に

栗原作紫塲上文宝・宝龜元年十一月紀及谷中朱ノ本改とあつて栗は柴であつたといふ。

これによつて考ふるに雷は伊賀都^{イカツチ}ノ臣であり、旧記に云ふ『往昔狹夜尊有臨焉』といふのは、意美佐夜麻^{ヨミサヤマ}で、伊賀津の父であられることになり、又伊賀郡の臣は神功皇后御世百濟に使いして、彼の地の女を娶つて二男を産んだことが記されてある。亦姓氏録には

中臣志斐連 天兒屋命十一世孫 雷大臣命男弟^{オトコ}子之後六日孫意富^{オッ}乃古連 雄略御世 東夷有^ニ不臣ノ民^ニ每^レ人 強力押^ニ防朝軍^一 一朝夷滅 天皇悅^ニ其功績^一 更加^ニ名字^一 号^ニ暴代連^{アゲウチ}

とあることも考へ合さなければならぬが、続日本紀に見える前引の記は、最も此の社の旧記狹底尊云々と共に首肯出来ることではないかと思はれる。更に又これについて考へ合さなければならぬことは本国神名帳に記載する

從五位下芝原神

とあることで、この紫原は即ち雷大臣の後の人達が齋き祭った祖先を、自が種属^{？族}の祖と云ふので其の姓を神名としたので、即続日本紀原本に云ふ、美濃国不破郡紫原の地を賜つて芝原を姓としたによる神名であろうと推察されもすれば、其祭神は雷神であつたろうと思はれる。今此の社は何処であるか明かでないが、獨り続風土記は日前宮の境地林中に芝原なる地がある。ここに柴原の小祠があつたことを考證してゐる。亦本居内遠の紀伊神社略記にも

柴原神社 神宮下郷日前宮林中

とあげてゐることは、まことに符節を合するものがあるではないかと考へられるのである。はたして斯く考へることが許されるとすれば、即ち又同雷社も亦柴原の属[？](族)がこの地に住んで遠祖雷大臣を祭祀して、合せてその父意美佐夜麻^{オミサマヤ}を祀つたことがうかゞはれる。雷大神は社名として忘れられないが、意美佐夜麻は遠くおぼろ氣に

狹野尊有臨焉歟

ぐらいのことに忘れられたのではあるまいかと思はれるのである。

斯様にこの神は荒神にゐらせらるればこそ、雷も三舎に避くと云ふのではあるまいか。然しこれは旧記には

古来當社ヨリ八町四方之間雷不落 氏子雷災ヲ不受 今二十一月酉日雷災除之神事興行ス 諸人ニ雷除之守ヲ施ス

と記してゐるのである。然し雷除の神様も合祀が御氣に召さなかったと見えて、其の翌年であったか今の養老院の東稍北の松の大樹に落雷あつて、皮を筋なりにむいた。當時の人は神慮にふれたものとして畏怖したことがあつて、以来又しても落ちぬといふ事はないが、それは八町外のことであるが余りに大した被害のないことは事実である。矢張り神護のしからしむるものと尊むべきであらう。

狩谷

カリヤタニ

宮の谷の東で、稍北になつた浅い谷が二谷を以ての称である。土地の人はカリヤタニと呼んでゐるので、恐くは台帳に書き上げられる時に谷・谷と二つ続くので一つを省略したか、それともカリヤタニと読めるつもりであつたのか。狩谷は狩場だと思れるが、こんな浅い谷では獵物は住むまいと思はれる。且つ里を眼下に見・里からは山の一木一草まで検分し得られるのであれば隠れ場所はない。或は鍛冶屋の居住地といふ意ではないかと考へても、ここまで来なくても他に鍛冶屋特定地を作れば、何処にでも出来たろうからそれも考へられない。然し土地にこの姓の多いことを見ると何かの訳がありそうで、一向に具体的な考へはできない。明治初年に百姓・町人に姓をつけた時に山を仰いで、其の高さを憧憬して取つたのはその姓ではあるまいか。

今池

イマイケ

狩谷の東北に接する地で大体に東向きの地で、南高粒山の一支山の尾のつきる所である。従つてこの北の尾を伝ひ登ると、北の傾斜は小池領・南は和田領といふことになる。それが岩口谷の背後に至つて東々南にのびると・東々北にのびると分岐して、所謂小池の字大谷を抱くのである。此の今池は東々南の山東端に位する所で、其の麓は初湯田に接する。いま池といふ池はあるから池の名が出来て字の名となつたのだと思ふが、それは逆で延宝六年の書上帳には

いまが谷池　堤長二十五間・深二間・水籠奥へ二十一間

とあれば、もと「いまが谷」の地名があつて、そこへ池ができたので今が谷池と称したものであることは歴然たるものである。それが今、今池とあるのは明治の台帳に記す時に、戸長役場の筆生君が簡単にやつてのけたと云ふのは正しい解釈であらうと思ふ。然らばそのいまが池と云ふのは、新開とか新田といふ類ひ、今とか新とかいふのは其の當座の今で新である。時を経ると新が旧になるので、それが一向わからなくなる。いまが谷とあつては、谷は今にはじまった谷ではあるまいと思はれるから、更にわからないことになる。其の点から云ふと今の人は明治とか大正とか云ふから利巧である。

松原

マツバラ

隣村松原村濱ノ瀬日高川口からはじまつて、田井・吉原・和田と打続く長汀曲浦・それを探った青黛、これが日高湾頭を飾る一大景觀を爲す。其の長さ一里幅平均三町・其の面積は一百町歩余に及ぶといふ広大な地にわたつてゐる。松原と云へば其の例乏しくないが、之丈けの広さと景觀をもつ松原は、日本唯一の存在であると誇つて差支へはない。其の内の六割余りは和田村に属し、残りの三割余りを以てして松原村なる名を負はしてゐる。其の松原村は更に吉原字大松原と称して、大の村より小の字名は大である程だ。左様に松原との関係は密接かつ濃厚であることを示してゐる。ところがこの村では只の松原といふ名でくくつて、其の先の渚が即ち字大浜である。

ここには古来和田の住民の全ては眠つてゐれば、歴史の全ては秘められてゐる。近くはこの松原の落葉で初湯された人達には、何としても忘れることのできない深い感慨があらねばならぬ。これがないとすればお気の毒ながら、虫けらにも劣るといはねばならぬ筈である。その松原はどうして出来たかを思ひめぐらす時、実に悠久の昔にあることを考へなければならぬ。この村に人の住みはじめたよりも更に数万年・数十万年の前にあるかも知れないと考へられる。今の孝者は云ふ『大地は母である』と、即ち

空漠たる宇宙に一つの塊りができた。そこに地と云ふものが出来、更に其の上に苔のやうな緑の草が生えはじめた。次に樹木が出来・それが成長を競って上へ上へとのびた。それから動物が生じ各々自ら生命をのばして成長した。この頃ではまだ人間といふものはこの世介に生れなかった。数十万年前のことである。又云ふ、はじめに太陽は地球と遊星をこの大宇宙にばらまいた。第二の時代にはその地球が個体化して、先づ岩石や土が次第にできた。そこに陸といふものが出来、苔のように草やら木が生へはじめた。第三代には水が陸をおほつて来て、水底に粘土のやうなものが出来たので、はじめて貝が出来た。其の次の代には火山が噴火しはじめた。その頃には水中に魚が出来た丈けであつた。第五番目の時代が出来た時には、象やら犀のやうな今の南方の動物が北方に住んで居つた。その頃は火山の後で地球は非常に熱かつた頃である。この時代は象は世界の支配者であつた。次の代には段々と冷えはじめて来たので、熱をおふて南へ南へと移りはじめた。そのころには彼方・此方に陥没がおこつて、只ぬめつたらな海と陸であつた。この地球の各所に島嶼も出来れば岬もでき、次第に高低それ／＼の山岳平野が出来て、稍今日の地球の形がおぼろ氣に出来た。それが百万年前のジュラ期（中世代の第二期）といふのだそうである。

その事は事実の上で示されて、昭和二十八年三月十九日朝日新聞は報じて曰く。香川縣小豆郡三都村白浜沖で発見されたものに、マンモス象よりも古いナウマン象の座骨の化石であることが、化石学会の權威横浜国立大學教授鹿間時夫博士が鑑定して明確になった。そのナウマン象は三千万年前（新生代の哺乳類時代後期）に住んでゐた象であるといふ。又此の化石の所有者同郡土庄町高尾壽氏は以前にマンモス象の化石も所持してゐる。此のマンモス象と云ふのはナウマン象よりもずっと新しい象であるといふが、同じ瀬戸内海の海底から採取したものであるといふ。更に昭和六・七年頃大阪府泉南郡深日浦の古賀兵藏氏は、同海岸から約三里の沖合で漁業中七・八寸の眞黒い薄板を重ねたやうな奇石が網にかかった。大正十三年大阪西淀川の和田武雄氏は満州鄭家頓附近で化石を発見持ち皈つた。同じ頃大阪市立動物園で鑑定の結果、共にマンモス象の歯牙の化石と判明したことが報じられた。又蒙古のホロンバイ

ルグライ湖付近で、白色の巨大な牙が地中から突出してゐるのを露人が発見、日本領事館に届出た。これはマンモス象の原態である。同地で十数年前にも同様のものを発掘して、當時露国政府の手でモスクワ博物館に保存されてゐるといふ。又古くは寛政年間に江戸青山で井戸を掘りたる時掘出したる化石が、オランダ人の曰く、カンダツシカンと云ふ獸の骨で、此の獸北海の狄地に住めりといへり。同じ頃播磨海岸で拾つた奇しき石が、西洋人聞きし與へよといふ。之が何であるか聞かせよ、然らば與へんと云ふに其の西洋人の曰く『これは象齒なり、あがれる世々にはいつくの国にも象も犀も住みしと。風土の變化によりて今はなき地もあり』と語れり。

（三養雜記）に文化元年十一月八日近江国志賀郡南庄村で農夫耕作中に龍骨を得た、又遠からぬ所で龍首を得た。藩主に獻じて學識に見せしに龍骨なりと云へり。此処に於て武帝の古事に倣つて祠を建て、伏龍と名づけたと（堤醒起請文卷三）。

以上二書とも山崎成実

前に記した香川縣白浜海岸から宝曆十一年にマンモス象の化石が出て、平賀源内がオランダ貢使に隨行のホールに示して、マンモス象（龍骨）であることの鑑定を得て、龍骨辨と云ふ書を著した。之が日本での化石の最初であるといふ。依つて前記山崎成実が龍骨を記してゐるのは、これに幸んだことが知られる。

斯様に前記の人間といふものの出来ない以前の世介を今目前に、其の事実を繰りひろげられてゐる事を思ふと強^{アナガ}ちに學者の云ふことが、空漠なる囁語でないことが知られる。年代的には非常に長い間を要して、ナウマン象の頃は三千万年前であるといひ、マンモス象の頃とて百万年前といへば、其処に二千九百万年の差がある訳である。如何に大宇宙の広大無辺であるか計り知られない。その頃は地質學上では第三紀末から第四紀へかけてのことで、まだ人間はこの世介に姿を見せぬ時代であると云ふ。今こゝうした發生學的の説を紹介するのではなくて、單に松原の成因を考へる一資料にすぎぬのであるからこゝらでやめてをく。

又我々國民の歴史は古事記・日本書紀等によると、それより何百万年の後の事で、神といふ一神格が

この世を造化したことになる。それも亦雲にのつて神は地に降りた。そして地を作り木種を播いて次第に人を産んだといふことは、発生卒の云ふ所と同じやうな物語にはじまってゐることも考へなければならぬ。即ち素戔鳴尊の子五十猛尊・大屋津姫命・抓津姫命の三神が、此の国に降りまして木の種を播いた。それがために木の国がはじまったといふ。されば人間のはじまる以前に木が繁茂してゐたことである。然らば即ち松原もそうした例にもれず、其の頃から発生してゐたものと見ねばならぬ。太古の森林は決して人手をつかつての植栽の必要は更々になく、自が不用の木の葉が・自が養ひの料として発育するので、実に想像にも外ならぬ見事な森林であつたに相違ない。段々と人間が増殖して来るとその生育を妨げる。更に之を利用すること急にして、発育どころか枯らしてしまふ事になるのは自然である。

ついて松原の成因なり発生の過程は遺憾ながら不明であるが、恐らくは久しい間之を利用する必要なく、過された時代が続いたことであろう。次第に人間が増加して生活に不如意を感じて来ると、田の開墾に着手し、それから更に畑の利用をなす時代に入り、段々これらが無くなると共に此の松原にも手をつける事になったのであろうが、其の頃には既に施政者の掟が厳しく、勝手に手をつけることが許されなかつたに相違ない。然し時に応じて利用されたことは明である。且つはその頃は米の收穫が人間生活の主力であれば、此れがためには大海原を眼前にひかえてゐる地であつて見れば、防潮の必要も認められたに違ひはないが、それも明かに知り得ないながらに、近世徳川の藩政に持ちこまれたのであろう。

さて、その藩政下に於ては斯うした松原を放認する訳はないのである。それも記録がないから古いことは知れぬが、寛政六年の日高鑑（これは寛政六年に藩が各村々に検地人を使い、耕作田と收穫高を調査し、その時の村の状態を詳細に報告せしめた書で、これに日高郡内各村々の報告を取まとめて収録して一冊とし、日高近世資料と題して森彦太郎氏の出版になる書である。以下日高鑑と称するのはこの書である）には、五郎左衛門組和田村入山の條に

と見えてゐるのが初見である。それが吉原村の条には見えない。降つて天保の続風土記和田浦の条に

和田松原 村の南五町海濱にあり、長サ一里・幅三町許りなり 吉原・田井・浜ノ瀬の諸村に続

き此の辺諸莊の潮除とす。

と簡単な記述にとゞまるのであるが、藩政下にあつて一寸の地にも課税をなすに汲々たるを以てして、此の広大なる松原を其のまゝ見のがす筈がなく、直ちにお留め山として制道に腐心したことで、延宝にはじまつたお留山でないこと明かである。お留山と云ふと穩當に聞こえるが其の実藩の所有である。勝手に伐つてはならぬのである。従つて折にふれ・時にふれ幾度か切られたことであらうが、それも明かには知られぬのである。森氏が天田組大莊屋中村善次兵衛氏の記録のうちから見出した、宝暦四年のこ

とであるが、それも宝暦二年に切るの・伐つたのと云ふ文書でなく、宝暦二年にその跡地を売却に符すといふ文書である。

日高和田村・吉原村領松原 去々年御用の松木伐採跡長さ十三町幅六間之所新畑開起の積を以て
右土地別紙之通入札拂に申附筈に候 右之處家建候儀並空地に致置藁等積置候儀は堅相成不申筈
に候条望之者は早々入札致候様在々へ入念相觸入札数多集在方役所へ差出候様大庄屋共へ御申付
被成候 已上

(宝暦四年) 三月二日

長坂 小右衛門

鈴木 文藏様

一、新畑凡 長十三町 幅六・七間 和田・吉原領

年代 五年盛 定免 貳ツ取 但来亥年より御年貢上納筈

右床代銀 但反に付何程

右之通入札仕候 落札相究 追而竿入相改 畝数違不足は割合を以代銀相納候筈 但右場所先達
両役人相改傍示杭入置有之候 落札相究引渡候節 猶又大庄屋役人どもを立合境目等相改候筈

此の文書によって、宝曆に御用松木と称して幅六・七に亘って全部伐採したものであり、翌々四年にはその跡地を入札公売に附したものである。それが現在の開墾地までの間であり、西は今の役場前あたりから東吉原領までは和田であったことは明らかに認められる。そうして同じ年の三月には左の如き制道の嚴達が発しられてゐる。少し長すぎるがその全文を擧げて云う処を知つて置かねばならぬと思ふ。

其の前に序に云ふ定免とあることは、年の豊凶にかゝはらず毎年定額のやゝ安い年貢を納めさせると云ふことで、これらは藩政の中頃享保頃からこうしたことが行はれたのであつて、土地によつては定納とも云つてゐるのである。

郡 奉行

郡 代官

日高郡和田・吉原領松原之儀 大灘を受け潮風強き場所に付、往古より田畑・家居之爲制道嚴敷村々百姓共も能申合候趣にて 小松苗・雜木・下草等快く生茂り有之候処 段々制道疎に相成候趣に相聞候 右者大切な場所に付件之通制道疎に有之間敷 大庄屋・山廻り・村役人共不吟味成儀候 此上前々之通制道嚴可仕旨別紙之通大庄屋・山廻り・両浦百姓共並・風下村々役人共へ急度申付 尤各在廻りの節見聞も諸事入念被申付可者時々様子可被相違候 依之右通相渡候

三月（宝曆四戊）

日高郡和田・吉原浦領 松原制道之儀先規之趣を以猶又左之通制道之儀入念可申付候

一、松原之内下草・落葉等搔取候儀は勿論堅留め可申候

一、先年より十八筋之道の外横道堅仕間敷旨書記候 棒杭大庄屋・山廻り立合先規之通右道筋へ入置可申候

一、右道之外若心得違横道通候者は急度相咎可申候 尤松木は勿論雜木共佛花にも折申間敷候若相肯候者急度可被付旨銘々可申渡候

一、松原の内にて土を掘取肥二等致候者有之由相聞へ候 自今掘取之儀堅仕間敷事

一、両村領之内松原処々墓有之候由 近年場所拵げ猥成様子に相聞之候 此度場所拵間敷等宛傍示杭入れさせ候筈に候条 大庄屋・山廻り・村役人共立合 右之通相究置間敷吟味之品書付差出可申候 尤自今新規に墓場拵堅不成相事

一、先規之趣とは違 松原際之内に家建住居仕候者も有之 墓等積置候やに相聞候 右は大切なる松原 火の用心第一に可仕儀に付 右之通には有之間敷き事に候 此上松原近く新規に家建候儀は勿論墓など堅く積置申間敷事

一、松原之儀郷中汐風除に付 自今は志賀・入山・天田村大庄屋其の儀にて毎々見廻り猥成儀有之節は其品相違候事

一、右之通松原締り方能成候上 西村領海面濱通り追而吟味之上植松可申付候 右之趣和田・吉原・西村並風下村々庄屋肝煎末々悉細申渡 承知印形取置申可事 但山番之者共へも制道の儀入念可申付候

三月 (宝曆四戊)

志賀・入山・天田組大庄屋

和田・吉原浦松原之儀往古より制道嚴敷 村々之百姓共も能申合候趣きにて、小松苗・雜木・下草等快く生茂り有之候処 段々制道疎に相成候趣に相聞候 件之通には有之間敷儀不吟味成事に候 此上前々之取締方之儀申附候間相肯候族有之候はゞ急度相咎め可申候 此段村々小前末々迄入念可被申候

三月 (宝曆四戊)

和田・吉原・松原之儀申渡候通大庄屋・山廻り・村役人共制道仕候儀は勿論に候へ共又吟味之上右制道役人申付筈につき其段相通可申候

三月 (宝曆四戊)

以上の文書で見られる通り、まことに制道の嚴敷ものありしことが知られる。斯かる貴重な松原を伐りまくり、その上跡地まで公売に附して其の後で直ぐ斯様な嚴命を發し、しかも植付のため和田・吉原並風下各村の庄屋・肝煎から承知の印形を取り置けとは実に酷な達しである。それをも恐れながら印形をせねばならぬ當時の治下に置かれてゐた我等の先祖は、実にいま／＼しきことであつたろうと思はれる。更に又

日高郡和田浦領松原の内濱手に三・四軒家建て住居仕、鰯干場をも備へ賃取にて干鰯渡世者有之由。右者松原のうちにて元來相紛候儀に候 然れ共年来右之処鰯干場にも相成有之趣に付、其通の儀には候得共松原の内へ段々切込候哉 右之辺にて松木生立無之由に候 件の通にては此上紛敷品に候間 右場所是迄之姿の通間数等相改させ可申候 此以後不締成儀無之様兼而申付庄屋共へ申付可被成候 右之通旁示相究置候二付而は相當の年貢をも相納させ申付 件の場所大庄屋・村役人共立合間敷相改 傍示等入置其段書附差出候様には是亦御申付可被成候 追而役人差遺相改させ可申候 件之趣奉行被申候

三月二日（宝曆四戌）

長坂 小右衛門

鈴木 文藏様

（日高郡誌所載）

松の生ひ立たない場所を鰯干場に使用したから、御年貢徴収をせねばならぬ。段々拵げぬように傍示杭を立合の上立てるといふ御達しなのである。更に続いて宝曆十一年巳の六月には、所謂テングの川である新川の開鑿を試みたのである。之は松原とは直接関係のない事業であり、且つその現地はこの村のことではなく、お隣りの吉原にかゝることであるが、その事業のものは和田深田救済の事業・大工事であれば、此処に序に記して置くことにする。

以上の如く風汐除松原を唱へて、其の保護の名のもとに嚴敷制道を發して、且つ小松苗植込みに印形をとつたことであれば、恐らく植込んだ事であろうが、其の後で亦候松を伐り倒して川を開鑿しよう

云ふのであるから、関係のない風下村々としてはだまってゐる訳はない。そこで左の如き反対陳情書が呈出された。

奉 願 書

一、此度和田・入山・小池・吉原右四ヶ村ふけ田悪水拔新川御普請御取掛り被遊失に付 吉原領松原にて松木御伐採被遊哉之由承申候 吉原領松原之儀 私共村々大手殊に右松原幅狭く勿論土地悪敷松木生立も薄く相見へ申候に付 右新川筋障り松御伐除被遊候 而は作事汐風中り申可段百姓共願申候儀に御座候間 右汐風除の障に相成不申様御取計被成下候様偏に奉願候

一、十ヶ年以前和田松原之内幅広き所にて松原御伐除被遊候 右之節も御願ひ奉候御儀に御座依て御願申候

巳 六 月（宝暦十一）

財部村庄屋	與一右衛門
同 水番	清 次 郎
小松原村庄屋	太 兵 衛
同 水番	十右工門
田井村庄屋	幾右工門
同 水番	六 太 夫
藺 浦庄屋	平左工門
同 水番	平右工門
島 村庄屋	市 三 郎
下富安庄屋	□ □ □

中村 善治兵衛殿

右之通り願書出候に付指上申候 尤も願に付願村庄屋水番呼寄願之存寄一通聞届申候処格別之品
無御座候得共大切之松原にて先年も願上之儀に御座候へば 尚入念被仰付候様仕度願書□□□□
□□□□

天田組大庄屋 中村 善治兵衛

松本 甚五右衛門様

此の文書は新川開鑿についての事前工作陳情であるが、何のこれしきことで止めよう筈はなく、断
行された事は勿論である。此新川は現在其の跡をとどめてゐる。長さ東西六十四間・幅南北十五間で吉
原領は北畑・西畑・前畑・尾ノ上・河ノ上に亘つてゐる。勿論この工事は宝暦十一年に決行されたとは
云へ、其れ以前正徳三年二月より享保元年二月まで六十人三組の郷役、高橋忠左エ門外二名工事を営め
りと云ふ。又更に以前宝永元年（西川改修及齋新川改修の年）にも施工したが、左の日高郡誌所載
の文書によつてうかゞはれる。いづれも無効に終り最後に、宝暦十一年に決行したことも亦テンゴノ川
に終つたのである。

後代迄記置一書之事

南陽日高郡二尾莊和田・入山・吉原・小池右四ヶ村ふけ田爲水除五十八年以前宝永元年申年新川御
普請被爲仰付 尚堤内満水之節は悪水吐爾堤切抜うわ水吐せ申筈にて大成堤等出来候処 其後宝
永四亥十月四日大地震高波之節より土地三・四尺も低く相成候様見受ふけ田へ湛水吐日数掛り
其の上近在山松雜木等次第に伐荒し一切出水抱無之 大雨之節は暫時に夥敷水落込年々稲作水損
致付 塩崎善左衛門杖突役勤候内より水抜相考 尚二十三年以前元文末年庄屋役被仰付候処右之
通年々水損に付 小前事之外弱口相成もはや望人も無之田地多出来村迷ひ等に成候に付 何卒格
段の水抜御普請不被成候ては百姓も立行不申故毎度利害書付を以奉願候付 郡御奉行様は勿論在
方御頭取小中大橋忠太夫様御廻有之砌水抜場所之儀御尋被成候付 吉原領坊之後より松原際神の
かみへ掘抜仰付被下候へば水吐宜可有御座候段申上候処 右場所御覧被下候て至極尤之由御挨

撈有之候得共 何分新規大造事に付段々光陰経る内善左衛門儀年罷寄り（以下一枚脱落）右之頃御郡代は鈴木文藏様・由良銀八様御勤被成候処 去辰秋（宝暦十年）御役替右御後松本甚五右衛門様被仰出 同霜月御免札下げに吉原（御代官所）へ御来被成 同廿七日大松原に御見分之刻兼て水抜願書先達に文藏様御物語被成候由にて御尋被成候に付 委細三郎右衛門御案内仕候処 右地所並に有来悪水吐等御見分御被成下候上 御願場所・町間等迄墨付認出候様との御儀に付 和田・吉原口筋・松原内浜面江掘抜積 尚ふけ（以下脱落）

それによつてそれまでの経過がほゞうかがふことができる。その結果は愈々宝暦十一年の工事となつたので、前記の陳情書が風下の庄屋・水番から提出されたのであるが、何の一片の陳情書ぐらいでとゞまるべき筈はなく、断行されたことは其跡今日尚歴然としてゐることによつて明らかである。ところが遺憾ながら此の工事も無駄に終つたのであつた。

斯様に風下百姓としては無理からぬことで、只此の松原を眺望してゐるのみでなく、財を投じて生命を託してゐるのである。即ち其の後三十年天明・安政年間に、浜ノ瀬庄屋が同浦へ多数の小松苗を植込み、其の次文政六・七年に亘り吉原・浜ノ瀬等へ風下十七ヶ村で又小松苗を植込んだのであつた。従つて切るといへば其度毎に恐れ乍らと云ふのもむりからぬことでもある。

文政十一年御崎神社正殿改築にあたつて松材伐採を願出た。その許可を得たが風下庄屋達の又もや恐れ乍らと出た事に依つて暫く御預りとなり遂に果さず。その後天保五年に至つて藩の採領によつて、やうやく伐採營造普請を全ふしたことは、御崎神社棟札（同社の条）に明記してゐる通りで知られる。御崎社としては今日でも社地としてある如く、當時でも社領の伐採であつた筈であるが、それさえ預りとなるのであるが、藩御自体のことには一顧をもされないものである。弘化三年七月和歌山のお城が雷火の爲消失した。四年冬に至つて松の巨木が伐り出されることがあつたが、其時は流石に風下庄屋連も半言もなかつたらしい。所が翌嘉永元年用材不足の爲め、更に一千本ばかり伐り取られたと云ふので、志賀組・入山組・天田組大庄屋連署で日高代官へ反対陳情したが、其の結果は知れぬが恐らく断行されたに

定つてゐる。

嘉永四年亥正月には風下十七ヶ村から松苗一万本を植込んだ。其代銀一貫匁・但人足一人廿本持、遠近平均一本につき銀一分宛、尤もよく相育つよう相撰み念入掘出候と見えてゐる。勿論この経費は風下十七ヶ村の負担であつたことは明かである。

斯くして天然・自然に発生したであろうところの松原が、時の勢力者の支払に納められたことは獨り松原のみでなく、人間介の現象のすべては其れである。其処で此の松原もお留山と云う美辞のもとに、藩の保護といふよりも権力のもとに置かれて充分に利用されながらに、明治・大正と受け継がれて来たのであつたが、何分にも維新治下に入つては官地民木と云ふ形になつて、地は官地であるが木は所在地民の有であるといふ事になり、それが防潮保護として保安林と云ふ形で国の支配の下に置かれることになつたが、聖代の大御代で藩政下の圧政とは比較にならず、亦風下と云ふ權威もいつしかに消失して、地元村と縣との合議で処分をすることが出来るようになった。

斯く云へばとて明治二十六年に赤痢が続出して、此の村に数十名の患者を出した時、たま／＼私の外祖父は村長であつたので、此の松を伐つて応急の隔離病舎を建て患者を収容した。その角が法に觸れて何ヶ月かの罪をうけて、其の役の中に私は生まれたのであるといふことが、幼少の折から幾度となく聞かされたものであつた。従つて此の松原の感慨はより一層深刻なものであると共に、其の今日に至つた経過の程も、いささかならず聞かされてある。

明治時代から大正時代に至る此の村の積立金、當時の金にして数拾万円を数へられたと云ふことも、枯損木としての此の木の売上げであつたことを思ふと、実に天與の恩澤であるばかりでなく、此の落葉によつて村の竈を賑してゐることも、亦莫大なるものがあることを以てして、前記の藩政下に於ける厳しい制道を思ふと、うたゝ心胆を寒からしめるものがある。我等の祖先は如何に此の制道に苦しみ、八方のにらみに苦慮し来たつたものである。

明治以来は斯様に利用はするが、これについて具体的な保護はこれと云ふ程は施されてゐない。たま

葬場

く小苗を植えることがあると、短冊切りの何ぞと云って林中を切り倒し、其の跡へ小苗を植ふる。従って風吹く毎に荒れは甚だしく、成育よりも損害が多いと云ふことになる。従って年々歳々に貧弱の度を加へつゝ來ったことは、我々の年々に見聞これこととしてゐる処である。其の上小幸校と云へば松原へ・療養所と云へば和田の松原へと云ひ・養老院と云へば和田の松原へ押しつける。村ではお上の御達しとあり、其の松を伐り倒すことを以てして、安々と引受けると云ふ塩梅であり、更に道路と云へば松原と云ふ次第で、昭和九年には比井街道を松原へ引き入れ、更に昭和の敗戦にあたって船材用の松材などと称して、伐り倒されたことは実に莫大なるものである。その上縣道までの幅約一町・長さ西は宮垣内から吉原境に至る十二・三町に及ぶ間は丸刈りとなし、同時に其の跡地を開墾分譲するなど。扱は又中幸校と云へば又松原へと云って、切って切って切りまくりと云ふ次第で、まことに哀れな姿となつて來てゐることも、保安林としての縣の保護が奈辺にあるかは疑はざるを得ない有様である程、左様に村の勝手次第になり來たつた事は、実にありがたき聖代の大御心であると感謝せねばならぬ。

道路としては藩政制道下の十八本と云ふ（和田・吉原通じて）數には出でないのであるが、横道に到つては実に無数の多きを加へ、あまつさへ勝手次第と云ふ開放的であると云ふことは、松葉を掻き集めるためでもあるが、まことに綺麗な白砂で林と云ふよりも遊園地と称するに適してゐる始末。近來は更に此の松原を遊覧バスが走るといふ発展振りを見せてゐるのである。

此の分にしては此の松原の成育と云ふことは想像もできないのである。養ふべき料は何一つなく年々歳々もぎとられてゆくばかりであるからである。此の辺は村として大いに考慮を要すべき処ではあるまいか。

藩政下には拡張してはならぬといふ御制道にあつた葬場も、明治以来はのんびりとして拡張もかなり

に成し、更に本ノ脇も同一して此処に移されることになり、其区域はかなりに拡大した事も又止むを得ない。此処に墓場のある事は和田の住民が出来た當時あることであらうから、いかな一番の役人も火葬は危いとはいはなかつことである。

和田の人達は、此処を松原とも林とも云はずに、山と云つてゐることも葬場があつて、先祖はみなこの清地に睡つてゐる感じと、此の松原に愛着を感じての象徴の言葉なのであらうと思はれる。

浜すが

此の松原の浜側一帯をさして、里人は濱すがと云ふ。海寄りの義かと思はれるが、古事記神代巻に

到出雲之浦清地

清地此云素雅

乃言吾心清々云々

とあれば、清淨の地の意の古語であることがわかる。一体此の地の言葉は漁村で粗野ではあるが、得てして斯うした言語があること度々思い當ることがある。これも古き傳統によるもので、古く住みつかれた人達の遺風であらうことがうかがはれるのであるが、今斯かることを擧げるべき場合でないから、差扣へることにする。

御旅所

祭礼神輿の渡御の地である。切石をめぐらした低い壇が二段にかまえられてあるだけで、祭礼には假舎が建てらることになつてゐる。此処へ渡御が始まったのは、塩崎家文書に

宝暦元年今ノ浜へ馬場を造り、初而御輿御渡り再成仕由 同年六年子十一月御祭礼御假家御普請

今の浜へ初メ致也

と見えれば、丸山齋へ渡御し齋神社を遷祈して以来、藤井の神ノ木へ熊野權現・大山權現と出合祭を行つたが、湯川落城とともに神領没収された爲めか中止となつて、以来神輿の渡御がなかつて只内祭とし

て、切口から金持まで馬かけばかり催したのが、此の宝暦元年から再び渡御をする事になって、此の御旅所が開かれたのであるらしい。今の御崎社の前通り一の鳥居内から東へ一町余の馬場があり、其の中央北側に御旅所があるので、祭礼には各組の山車が宮の前に出揃ふと式が催され、それがすむと今の道路を東に順次に出で立ち、約二丁余の所から松原に入つて浜すがに至ると更に西へまがって、又二町余にして一の鳥居をくゞつて内に入り馬場へ出る。例の最後に神輿が浜すがに至ると、直ちに海へ入つて汐ぐりをなすのが此の神の特異なことであることも、亦海神として神格から出た催しであろうことがうかがはれる。斯くして御旅所におさまると祭式が一通りすみ競馬が催される。勿論此の西側には砂盛をなして見物台が立ち並び、まことに申酉祭の名にふさはしい景観であつたのであるが、明治四十年合祀以来は、年と共にさびれて行つたことは何と云つても事実である。と云ふのは合祀以前は旧暦の霜月申酉の両日で、申の日は御崎社・酉の日は雷社の祭といふことになつてゐたのであるが、合祀後は新暦十月十六日といふことに決定した。これは近郷村々は殆んど十月十七日の祭礼であるので、此の日は人手の少いのは當然である。又斯く他村に接近することは、お客を少なくすると云ふ意味も加へられて事で、寂しくしたといふことにもなるのであるが、之れも時代的に・経済的圧迫から来た、お祭りへの影響であるらしい。斯くして夕暮頃から御戻りと云ふことになり、直ぐ様眞直ぐに宮へ還られるのである。

天狗松

今ではこの百町余の松原で唯一のものとなつてゐる老松は、唯一本此の御旅所の前にあるので、目通り一丈二・三尺と云ふのである。此の松は古来天狗松といはれ、時とすると天狗が来てこの松から浦の景観をながむる。すると漁があるといはれてゐる。従つてこの松を切ることは天狗の恨みを買うのみか、村人の米糧を洗ふことになるので、これ許り切れなかつたのであらうか。此の天狗は決して人を害ふ様

な暴行はしない。時とすると吁々大笑することがあるが、それに驚く者は自らの弱味憎であると相場がつくのである。

煙樹浜

近来盛に此の文字を用ひて、この松原の称呼として使用されてゐることはまことに驚く次第である。これについては森氏などは大石某氏がつけたのであらう、有力なる反対意見あると云つてゐるが、実は今から約三十年も以前であるが、近藤浩一郎画伯の紀州の旅に此の浜を次々と画かれ、それを拙文に附して大阪毎日新聞に掲載したことがある。その画題として煙樹ヶ浜と記した。それがハイキングの宣伝に・寫眞屋の売品に・さては結核療養所の名にと用ひられて來たので、遂に画題が地名と化したのであるが、それが、それはそれ／＼勝手に借用してゐる。実は煙樹模湖としゐると云ふ意味であつたのであるが、これを勝手に斯く呼んだのであるが、別に文句のさしはさむに及ばぬことで、勝手に詩材とし歌枕とするに変わったことはないのである。兎に角感じのよい点で斯くひろまったのであらう。兎角地名などはかゝる意味で、消長のあることは昔も今も變りはない。それにしてもまことに一文の宣傳驚くべきものがある。

大浜

オホハマ

和田浦の南海浜一帯を云ふのであることは松原と同じであるが、更に本ノ脇の前から谷口・大谷に亘り幅一町半乃至二町に亘る眞砂の丘陵をなす長渚である。

磯部

西部字大谷の地岩礁の辺を云ふ、大谷の条で既に云つた。此処で釣場のことを記さねばならぬが、こ

れは余り面倒であるのと、素人の記では通人には面白くないので遠慮することにする。

網代

網代は大体本ノ脇の地先を云ふ。網代は古来歌枕として詠まれてゐること、万葉集以来屢々見られるところであるが、其の網代といさゝか違つたものである。

歌枕としての網代は近江の湖水の特産で、水魚を漁るに築のような設備であらうと思はれる。これは瀬田川・宇治川など川筋に設けられたもので

弘安七年二月廿七日宇治川網代停止

と帝王編年記に見えてゐる。亦本朝高僧伝の西大寺賢尊傳に、此の停止は賢尊の奏請に依つたものと見えてゐる。斯くして停止となつて以来はそれぞれの古歌によつての想像で、明らかにその方法は知られないのであるが、歌から考へて網代簀とか・網代木とあるので、川の流れに網代木を打つて、それに竹で編んだ網代簀をかけて、流れ来る水魚のそれにかゝつたのを、網代守となり・網代人といふのがそれを見守つて其の水魚を捕る。それを火に焚いてあたり、且つ夜のことであればあかしもなした。それが網代火と詠まれたのであるらしい。其うしてそれが亦多くかゝつたと見えて、網代役なる課税もかけられたのであることが古書に見えるが、それも停止されたので明らかにわからないのである。今日では網の代用の義にも使はるれば、その網を使用される所をも云つてゐる。従つて斯うした地名としては網の使う所と云ふ意と解する外はない。近くは由良町に大字網代があるのも亦こうした意味であらう。従つて鎌倉の末か室町・若しくはそれ以後に至つて、本當の網代といふものが忘れられた頃に名づけられた名であらうと思ふ。古くは海で使用する漁具ではないのである。此の村の漁業は古往今来地引網以外にはないのである。従つてこの網代は和田では特定漁場として、自由に網を入れしめないことにしてゐる。名勝圖會にもその圖を示してゐる如く、冬期に入ると此処に寄せ来るハマチの大群を捕獲することに

於ては唯一の漁場である。従つて毎年各網組は相寄つて番割なるものを、それに依つて操業することは古来の慣例となつてなつてゐる。従つて同じ漁人でも公平を失することは毎度のことであるが、之に不足を論ずるものは亦一人もないのである。其の操業は実に大奇觀であつて、今日鞆の浦の鯛網は宣伝されてゐるが、恐らくその規模の大なることは、鯛網どころの奇觀ではないのである。故に名所圖會も斯かる圖を示しているのである。

これによつて他を平浦と称するのも、此の特定に対比してのことであらうと思ふが、これも亦各番組を定められてゐるのである。

戎社

御崎神社の一の鳥居の西側に鎮座。明治四十年までは東村界の所にも一社鎮座したが、合祀され今はこの社一社となつてゐる。この勧請は明かでないが、相當に古くからあつたものであらうことは、御崎神社の古記にも末社惠美須上下両社とある。この社は網組の祭で素人角力を催したことは古くからの慣例であつたらしいが、近頃は御利益がうすいのでか一向にそうしたことは聞かれない。

初湯田

ウブ井ダ

山下今池の東西分の北にあたる。今南初湯田・北初湯田と二區別されて二字となつてゐる。勿論字の如くウブユダであるべきだが、音便でウブ井田とよばれてゐるのであらう。其の初湯は何の爲の初湯かは知れない。芝崎氏は

池の水の最初にかゝる田と云ふ意味でなかろうか、湯は井堰の井でウブ井田という意味でなかろうか。

と。注意であるが、この池の水は最初も最後もない、池は古来三つ今池・下ノ池・上ノ池とあるが、此

の三つの池を以てして、尚一滴の水も他へ洩らさない。日高鑑にはいまが谷池・三郎左エ門下池・畑垣内池　内三ヶ所池下高八十七石九斗八升四合とある。これが南北初湯田の高である程貧弱な池でしかないで、最初も最後もない訳であるから、初の意味も通じないことになるのであるが、これなども芝口氏のいわゆる通り、最初には小部分の名であつたのが、後にその名によって広い面積をさすことになつたものである。この初湯田作りと云ふことは和田の百姓の理想的百姓であるから、それに併合されることは嬉ばれたに違ひないからである。所謂和田フケの百姓は三滴の雨で浸水に悩み、三日の日照りで水車を踏まねばならぬといふ、他に見ることのできない百姓としてはまことに哀れな存在であるにもかかはらず、古往今来納税上の何等の特典はないのである。それでも尚それに甘んじて働いてゐる傳統のフケ作りの百姓である。従つて初湯田作りを理想とするのも亦尤もなことでもある。

下野

シモノツボ

台帳面では下野であるが呼ぶのは下のツボである。西は南初湯田で南は藏垣内に接する地である。従つて此のツボは低地の壺と解することはできない初湯田に続いての高地である。そこでこのツボは坪であるまいかと思はれるのである。坪といつても今日の一步の六・六坪ではなくて、一町の面積をもつ坪で、所謂大化の新制に依る條里の坪で、我々の先祖も此の制に参劃して盡力したのではあるまいかと思はれる。その遺跡断片がこの下野坪に残されてゐるのではあるまいか。

即ち大化の制では長さ三十間・幅十二間此の面積三百六十歩を一段とし、これを長辺に於て二列・短辺に五列に並べて都合十反・今の方一町面積を坪と云ひ・坪を三十六合して里といひ・里を三十六合して條と云つたので、世に條里の制と云ふのである。其の今方一町を一坪と云つた。其の坪が此の下野坪の坪に残つてゐるのであるまいかと解するのである。と云ふのはこれから東、宇汐田の東に吉原領に丁の坪と云ふがあるので、この間の消息がうかがわれると思はれるのである。

我が日高平野に於て、此の大化の條里制の施行せられたことを見出したのは、何と云つても郷土史家の權威であると云はれる森彦太郎氏の功績である。氏は昭和十五年十一月二十九日日高郡教育會第二部會郷土研究會の囑によつて、十数名の會員とともに湯浅からはじめて鹿背峠を越えて、古道の史蹟についての実地指導をこころみた。其の時私は會員ではないが森氏に誘はれるまゝに同行した。其の時吉田八幡山の南麓に登つてこの條里について指さし示しつゝ順々と説かれたにはじまる。以来日高郡に其の跡の残されてゐることは幸界に認められるに至り、其の規模の比較的広大なる跡が残されてゐるのは珍しき例であるとされ、動かすことの出来ない史実となつてゐるのである。つまり今日残つてゐるこの坪の字名は、斯る古跡の残されてゐるものであることは確實に證明されるのであるとて、吉田東南隅に市ノ坪・財部の南端にも一ノ坪・更に田井の西北隅に一ノ坪があり・荊木にも亦一ノ坪があり・高家に二ノ坪があり・その南に匙の坪・町ノ坪・端が坪などの字名がある。西富安に四ノ坪・七ノ坪・八ノ坪六ノ坪と云ふ字名が残つてゐると指し示して説かれた。更に亦土生に井戸ノ坪・北塩屋に柳の坪・南塩屋に九段坪・吉原に丁ノ坪・高家にも丁ノ坪・中ノ坪・萩原に坪の内・西富安に冷が坪・小松原に中ノ坪・西ノ坪・丸山に丸山坪等。其の後の特定の状況を示された坪であらう等々は、いづれも大化条里制の坪の名の遺名が今に伝へられてゐることは傍證ともするに足るもので、大化の制が吾が日高平野にも実施され我々の先祖がそれに協力、営々として働いたことが明に知られるのである。尚日高平野ばかりではなく南部平野に於ても、これを見ることができるのである。諸君は国史の教授上此の眼前の活実を教材として利用されんことを望むと説かれたのである。これ等も即ち郷土誌研究上の唯一の資料であるものはこの字名であり・小名であり・且つは人々の口に傳へられる口碑に至るまで、仔細に研究しなければならぬことを物語るものである。

そこで私はこの下ノ坪とよばれてゐることは、とりもなおさずこの班田制の名残であろうと考證して間違ひはあるまいと考へるのである。即ちこれによつて考へると、森氏のあげられた前記の所は主として十六度西に斜してゐるに比し、此処でもその川筋なり畦道などは殆どその線に沿つてゐるのは、其の

全貌は五万分の地圖の上に明かに示されてあることであり、且つ實地にその事實を部分的ながらに知ることが出来るのも亦其の證であらねばならぬ。

ここで更に附言したいことは、この大化の班田条里の制を実施されたことは、今日の土地所有法の実施と同じく、地主と称する特權階級が所有する土地を、直接耕作に従事する農民に分譲したこと相一致すべきものであつて、この制によつて土地の丈量をすると共に、從來皇族始め諸豪族が私有していた土地を公収するとともにこれを農民に分與するに、男には二反・女には三分ノ二を六年限り班給する制であつて、條里を立てるよりも収田班給がその新政の主眼であつたのである。これを急ぐために区劃の整理をなし、口戸の調査をなしたことである。その詔に

凡 長三十歩・幅十二歩をキダ（段）となし十段を一町と定め

られたのであつた。これを十合せたものが坪と呼び、即ち今日の一町の面積である。これを單位として三十六を合して里、里を三十六合わして條と呼ぶのである。いづれもそれが直角の形を作る。而してそれには

条北從 行^レ南 限三十六條 里起^レ西 行^ニ於南^一 即三十六里（町） 坪始^レ艮終^レ乾 但己上可

レ隨ニ国例^一

と拾芥抄に見えてゐる。今日高地方の其の方法はどうであるか明かでないが、大体東南丑寅にはじまつて西に進み、次の列では西から東へといふ風に、千鳥式に数へられるのであつたのであろうかと。さうして最後の五列は東北艮で終る、と云ふのは一里の計算であつたらしい。從來云ふことが忘れたが此の坪を数へるにはじまり、一ノ坪・二ノ坪・三ノ坪と三十六坪まで順次数次を以て呼ばれたもので、其の起点をはじまりと云ひ、前に云つた千鳥式数へると平行式に数へるとの二種があつた

千 鳥 式					平 行 式				
三十六坪	二十五坪	二十四坪	十三坪	十二坪	一ノ坪	七	八	九	十
三十五坪	二十六	二十三	十四	十一	二ノ坪	二	三	四	五
三十四坪	二十七	二十二	十五	十	三ノ坪	一	二	三	四
三十三坪	二十八	二十一	十六	九	四ノ坪	六	五	四	三
三十二坪	二十九	二十	十七	八	五ノ坪	五	四	三	二
三十一坪	三十	十九	十八	七	六ノ坪	四	三	二	一

而して一坪の内に一段を十合すに、長三十間・幅十二間を二列に列べるのと、長六十間・幅六間を一系列に並べると二種あつたらしいが、さうした区画などは全く想像もつかぬので、斯様にして実施せられた土地の分與も百年を出でずして又再び特權階級の專有となり、各地に庄園化されたように今日の耕地所有者はいつまで施政者の意の如く続くやらが、この条里の跡を見てしさゝか心もとない次第で、歴史はくりかえすのではあるまいか。只一語ツボと添えられてゐることによつて、斯様に記し立てその考證の資としてあげたのに過ぎぬのである。

田 縁

タベソ

下野の東で中村の北にあたる地で、即ち田と畑の区切られた処であるためのヘソであると云ふ意か。

汐 田

シホタ

田縁の東で東村の北にあたる所であるが、地の低い処で汐の入る田と云ふ意味であらうかと思はれる。此の東は吉原領となつて、非常に区劃の変な形になつてゐる。其処に前に云つた丁の坪と云ふのがある。ここは東に水門があつて、其ことから川が東から来て北に行くのと西へゆくのと別れるのである。そのあ

たる処で所謂汐がさしこむ田と云ふことであろうと思はれる。汐は川にながれるものでないと云ふことはわかり切った事実ながら、後に云ふべきために心して置かれないのである。

芦原

アシハラ

汐田の北で川を添って向い合つた地で、且つ東にも川がある。それも汐のさす所であつて、以前は芦が繁つてあつた所であらう。芦は眞水でなくても生育するものであることを、又心得おいて頂きたいのである。

地開

チビラキ

芦原の北に続いた地で東は同じ川続きであり、北側には更にその処から分岐して西へゆく川がある。更に汐田・田縁の北を西に行く川、その末端は下野に入る川があり、又その川から分かれて芦原及び此の地開の西を北に行く川があつて、芦原・地開二字は四面に川をめぐらされてゐる地である。敢て流れるとは云はないのは、この川は流れるのではなくて押されて行く川であるからである。つまり溜り川である。地開といふのも開鑿を意味しての名で、地を開いたといふ程のことであらうと思はれる。

中開

ナカビラキ

地開・芦原と川を隔てゝ東西に対する西側で北は同じ川があり、更に南は田縁と川を隔てゝあり、又其の西から細川が別れて北西に行くのがあつて、後田をかゝえて西は北初湯に接してゐる。これも地開と同じく中頃に開いたと云ふ意であらうと思はれる。

後田

ウシロダ

中開と川を隔てて東北面に接し、南は川を隔てて田縁・西は下野に続いた地で、恐らく和田村に於ける最狹少の字であろう。此の後田と云はれることは、家居の後と云ふ意かとも思はれるが、それにしては稍遠すぎるのてせはないかと思はれる。松屋筆記卷九二ノ九九項 田代の条に仲実の歌に

うしろ田のわさ田かはてのひつちほの ほさらく／＼に秋と見ゆらん

とあるとあげてゐる。所謂このうしろ田であろうと思はれるが、同じ国書刊行會本の夫木抄には同じ仲実の歌として

十代田のわさ田かはてのひつちほの ほさらく／＼と秋とみゆらん

とあつて十代田となつてゐる。又続群書類従完成會本の群書類従十一輯永久四年百首には、秋羯田ヒツヂダの題に仲実の歌に

そしろたのわさたかりての羯いね ほのさらく／＼と秋とみゆ覧

とあつて三種三通りの歌となつてゐるが、松屋筆記のうしろ田はそしろ田の誤であろうと解されると共に、此処のうしろ田も亦そしろ田の誤りで、所謂の十代田と云ふ意であろうと解して、誤りはあるまいと私は信ずるのである。何となれば田を計るに代（シロ）を以てしたことは、古く丹生大明神（伊都郡天野村丹生津比売神社）告門にも

品太乃天皇 御門代田五百代奉給

とあり又

伊都郡町梨御門代 十四圖 一ノ里一ノ坪同 御田作給
二ノ坪同三ノ坪員八段

と見えて古くより、田地を計るに段と共に用ひられたことが知られる。此の代については類聚三代格に

今田祖法 熱田五十代二百五十歩 爲五十代

とあり、一代は五歩と云ふことになる。拾芥抄には

云々

卅六歩爲一段一預 三百六十歩 爲一段一 積七十二歩 爲二十代一 百四十歩 爲三十代一 或ハ云代頭也
二百六十歩 爲卅代一 二百八十歩 爲四十代一 五十代 爲一段一

とあれば一代は七歩二歩と云ふ計算になつて、一代について二歩二分の差があることになる。類聚三代格と拾芥抄との差は時代の差といふのか、余りに大きすぎる差であることは不審であるが、塩尻巻百に

我田昔有田法十代二畝也 五十ノ代一段也 五百ノ代称興ニ中世及今日尤不同

と見えてゐれば、亦輪軒山録にも『五十代ヲ一段トナス』斯うした不同があつたのであろう。その頃は既に実際の上では余り使用されてゐなかつたのかも知れないが、斯様に田を計算するのに代を以てしたことが明らかに知られると共に、永久頃は盛に使用された事は、仲実の歌でも知られる。然らばここでもむしろとうしろの誤りのように、誤れたであろうことが明に知られる。それにしても僅かに五十二歩とか七十歩位の十代田で一字の名としてゐるのは、いかに小字とは小さいと思ふが、小さい田がいくつがあつた意であらうか。今日の云ふ苗代田であつたかも知れない。

小池前

ヲイケマエ

中開の北川を隔てゝ対する西は、北初湯田と小池領となつてゐるので、この名があるのであろう。

横ノ手

ヨコノテ

小池前の東で、南北に長く東西に狭い地形で、其の狭少の南に川があつて横手川とよばれる。其の南は中開である。その東は中開の東側を添ふ川が続いて北に延びてゐるので、東は川を隔てゝ鶴泊りと対している。

この横と云ふことは縦に対する横であるが、その縦は何を以て云ふかとなると、その横の意が不明である。何にしても横と云ふ言葉は率直な感じではない。横紙破と云へば非理を敢てする者を云ひ、横車を押すとも云ひ、勝手に横に這ふと云う言葉もある。さりとて横ノ手を打つと云へば、物の思案のついた時・思ふ通り解決のした時・物の成就した時にも云はれることであれば、まことに結構なことであれば、そうした意で横手を打つたことによって起った名であるかも知れない。と云ふのも余りにヒネクレタ考と云ふならば、検地の際に横に縄をはったと云ふか・それとも横手をはったような狭長な地形であると云ふかの横手であろう。大体耕地は東西に長きは日射が充分であるのか、この横手は南北に長いので所謂日射の横と解さねばならぬ。

鶴泊里

ツルトマリ

横ノ手の東で南は横手川を隔てゝ地開に、東は又斜の川を隔てゝ深田の一小部に接した地である。此の鶴は都留で水の淀んだ処を云ふのでなからうか。万葉集卷十四 三五四三の歌に

むるがやの都留の堤の成りぬがに 兒ろは云へど未だ寝なくに

とあるその都留であろうが、ここはその泊里で止りを云ふことも考へねばならぬ。柳田国男氏の「地名の研究」に

九州のクマ（隈）或は福良（フクラ）と称するも小川内であつて、その所謂上下をくくる所の急湍の地を都留（ツル）であろう。ツルは熊野の瀬八丁のドロと同じく、瀧の落ちんとして暫くたたえた静かな水ではなかったかと思ふが、今では出流などの字を宛てて、岨の下の狭い築などに便利な場所を意味してゐるらしい。東日本甲州の都留郡下野の出流山などがあつて、元は全国に亘った用語のように見える。

と云つてゐる。これらを以て考へると、更に都留の止りである意であろうかはうかはれると思ふ。此

処の南を西にゆく川横手川も、前記小池前・中開の間、北初湯田につきあたって止まってる。そこは一段と高い地となってる等のことも、止りを意味することも考へられる。

足上り

アシアガリ

この辺をさして云う俗称である。これもフケに溜った水も、ここらで足があがるといふ意で、深田より少しく高い地と云ふ意味であろうと思はれる。

鶴泊橋

この横ノ手川北に添って東西の道路、入山王子前に至る道路はある。この鶴泊里の東南隅から深田の南端・三角の尖端と王子の西との間に又川があり、これ架するに土橋を二つ並べて二ツ橋と称してゐたが、昭和廿八年三月縣道として改修された際、二ツ橋を一橋のコンクリート橋として鶴泊橋と名づけられた。そうしてこの川を和田川と称することになったらしく橋柱に記してゐる。

此処で一言附記せねばならぬことは続風土記に

本ノ脇の東五町許古の日高川の海口にて當村其湾曲によりて名とす

とあり、昭和八年十月南紀藝術第九号に森彦太郎氏は

『日高河流の放流時代、それから時代が下がると小熊の中州・法徳寺・下間瀬辺から船岡山（道成寺東南の山岳）・八幡山（吉田）・龜山の南麓を流れて、入山の南から和田ブケに入り、本ノ脇東数町の処で海に入った。これは口碑にも傳へられ、実地（地型）を展望しても首肯される。

更に字名を拾ふて見ても、藤井の棕瀬・吉田の茅添・ちはら・河渚垣内・財部蘆渚・渚間・深洲・瀬崎・小松原の瀬崎・和田の河原瀬・鶴泊り・地開・芦原・横手・中開などを指呼することができる。次にこの流路は今の齋新川・西川の凹地を傳ふて、吉原辺で海に入ったことも想像でき

る』。

と云ひ、又昭和十五年十一月二十八日前に云った日高郡教育會第二部會郷土研究會に於て、八幡山の南麓に立つて、森氏は

日高川の流路が八幡山・丸山・入山をかすめて和田ふけに入り、そこより曲がつて本ノ脇より海に入つたと思はれる。

指さし示して説き、同三十日の紀州日報にそのことを報じられたのであつた。

此の続風土記及び森氏の意見は、私はいさゝか腑に落ちないのである。この機会に私の意見を記載しなければならぬ。続風土記の如きは紀の川が作つた和歌山附近の平野と同じく、日高川は此の日高平野を作つたと解してゐるので、當然斯くあらねばならぬと地形の上から、又道成寺縁起の記述に煩はされて、道成寺八幡山が浜で海士が住んでゐたと云ふこと等から出た想像的解釈によるものであらう。同じ海でも紀淡海峡の和歌山の浜と、此の日高の太平洋を眞ともに受ける海との相違を御存知ないのである。陸は川のみによって堆積されるものではないことを忘れてゐる結果である。森氏は又其の続風土記の記述と道成寺縁起、さらに其の字名によつての解釈に加ふるに、建仁元年十月後鳥羽上皇の熊野御幸にあつて随行した、藤原定家卿の日記明月記に記載されてゐる

小松原御宿 御所辺 向宿所之也 己無之（中略） 此御所有 水練便宜 臨深淵 構御所 即打過 遙尋宿所 渡河参 イワウチ王子此辺 小家重輔庄 云々

とある一節を以てして、斯かる立論をなしたものと思はれる。將たして然りとすれば、先づ道成寺縁起の記載を見ねばならぬ。これには道成寺の山と八幡山の間を入江となし、そこに橋を架したる圖があり、亦曰 この本尊一寸八分閻浮壇金エンブタンキンの觀音像は、八幡山の山麓に九海士と云ふ海士が海中に拾ひ来たり、その娘の無髪を觀音の御利生によつて丈余の黒髪となり、その髪の縁によつて道成寺が建立された。それが文武天皇の大宝元年のことであると傳へられる。その後

醍醐天皇の延長六年戊子八月の比 自ニ奥州一 見目能僧之淨衣着が熊野参詣するありけり 紀伊

国室の郡眞砂と云う所に宿あり 此の亭主清次庄司と申人の姫ムスメにて 云々

と云ふのが書き出しで、絵入り二巻の縁起である。この入江であること・海士が八幡山に住んだといふこと等は、即ちこの辺が海であったと云ふことを前提としていなければなり立たぬ話である。この縁起は寺傳によると土佐光重の絵で、詞書きは後小松天皇の御宸翰であるといふ。これには専門家の異論はあるが、今寺傳に従って後小松天皇の御宸翰であれば応永の頃であり、しかも人の奇心をねらふ如き斯かる物語を記した縁起を以てすることは、まことに怪まざるを得ない。それが更に溯って建仁御幸記の深淵に臨んで御所を構ふと云ひ・水練の便宜あると見え、更に遙かに打過ぎて宿所を尋ね・イワウチ王子に参り・此辺の小家に入ると云ふことは、日高川の深淵であつたと解することが出来るであらうか。それより約百年以前の、天仁二年十月中御門右大臣宗忠卿が熊野参詣の日記の中に

過道場寺前 渡日高川 河水大出 下向女房両三人 居河岸 不知誰人 仍遣馬渡 又送菓子
等 宿日高郡此院庄司・石内庄司宅 申刻庄司有儲

とあつて、道成寺の前を過ぎて日高川を渡つたとあることは、今の藤井で渡つたと見ねばならぬ。さればこそ森氏も前に云つた大化の條里制にあたつて、道成寺の前に沃野が連つてゐたと云つてあり、且亦宝暦年間にここから掘り出した銅鐸が現に道成寺に保管されてある事実は何と見るべきであらうか。従つて私は建仁御幸記の小松原の宿所が、深淵に臨んで構へられたと云ふことは、日高川淵ではなくて別の淵である。さもなければいかに一夜の宿所とは云へ、上御一人の宿所を日高川の深淵に構えられる筈はなく、都人の目に水練の便宜と云ふも、日高川の淵ではとても水練は出来ない事であらうことは、今日の日高川の流れを見ても思ひ半ばに過ぎるものがあらうか。従つて大化の頃にこの御所の附近は立派に沃野が連つてゐたことは明らかに知られるわけである。更に続風土記にしろ・郡誌にしろこの下にある財部を何と云つてゐるか、和名抄の財郷と云ひ 続紀の

大宝元年阿諦・飯高・牟婁三郡献銀

とあるは、ここにて製造せるならんとも云ひしは、川の流域に銀の鑄造が置かれたといふことになりは

すまいか。明治四十三年に編纂された稿本ではあるが、湯川村郷土誌稿に『現在の地面より数尺の下に竈を発見したることあり』とあるのは、古き時代に於て人の住みしことを語るものではあるまいか。亦松原村大字田井齋津呂から縄文土器を発見したことも、明にこの頃既に人家の聚落のあったことを示す生きた資料であらねばならぬ。同じく小松原に於て弥生式土器が発掘されており、更に西川改修工事にも弥生式土器が出てゐる等を考へる時、かゝる立論は所謂縁起式記述に等しいと、云はなければならぬものと思はれる。

斯く云へばとて私は決してそんな筈はないと云ふのではない。斯かる水路は日高川の流程としてはあったであろうが、それは我々人間の歴史はおろか、此の地上にまだ人間の形すらなかった時代（数万・数十万年以前）、地質孝上の洪積時代に属すること、今日我々人間の歴史の上での論義にあたらぬことであろうと思はれるのである。従つて森氏があげられた各地に残る字名と云ふものは、人間の作った名であつて見れば、此の河程に於て作った名であると云ふことは、如何にしても考へ得ないのである。水は川のみでなければ溜らないといふ理屈はない。洩も瀬も川でなくても出来る。従つて蘆も生えれば芦も生える。まして人間の世になつて見れば一寸の溜りを一尺に云つて、税を免れることを考えなければならぬ。従つて更に多くの洩や瀬が出来ることも、考慮に入れなければならぬのではあるまいか。

今他村のことは置いて、以上あげ来つた和田の字名の一つ一つは、森氏の云はれたように日高川の流域として残された名はでないことを、私はあげ来つた筈である。未だ深田（所謂和田ぶけと云はれる其の根本）にはふれてゐないが、和田と云へばフケと云はれる程通名となつてゐる低い田のことであらば、いかにも斯様に日高川は流れたのであらう。其処をまがつて本ノ脇の東五町に、川口があつた故に和田の名となつたと云ふ、続風土記の記述の如きは実に笑ふにも絶えた話である。それが爲にツルトマリやら芦原がある等といふのは、文字に明かにして実地に通じない事ではあるまいか。従つて私は云ふ、紀の川口と日高川口とは、その海洋のおもむきが違つてゐて、紀の川の洪積土が和歌山附近の土地をなしたと云ふ考へと、日高川が日高平野を積み重ねたといふには、雲泥の相違があるのである。今日の状

態にして一夜のうちに、海浜の丘陵が取られ・作られすることは決して珍らしくはない。故に日高平野の洪積は日高川のみが作ったものではなく、此の浦によする波濤がより以上の協力をしてゐることを考へねばならぬ。従つて今続風土記及森氏の云はれる日高川が、入山の南の麓を通じて和田フケに入り、つきあたつて曲ると云ふあたりは、後にいふ志賀増の王子西を通じて横中川に流れて、そこで曲がつて海に入ると云ふあたりは、中開・後田の辺から下野・若しくは南初湯田・西分・西村を通過しなければならぬのであるが、そこは次第に高くなつた地であつて、決して左様な跡は見られないばかりか、この和田の丘陵地帯をなす所のものは、所謂この浦によする波が作った積砂土である。故に云ふ如くその跡決して見ることは出来ないのである。現代の和田村の畠地及び大浜・松原の間に於て一寸一分の差もなく、同様に西に稍高く・東に低くつまれてゐる丘状地帯である。それと日高川が作った積土がその趣を異にしてゐることを考へなければならぬと共に、其の痕積が何等かの形でなければならぬのであるまいか。森氏が云はれた和田の口碑にも残つてゐると云ふことは、如何なる口碑か具体的に擧げてゐないが、私はかゝる口碑は数年来・否数拾年このことに注意してゐるが聞いたことがないのである。只西分・西村辺の某家の井戸を掘つた時に、貝が出て来たと云ふことを聞いたが、これは前にも云つた様に貝は我々人間より数万年前に、この世介に生まれてゐることは現代の孝者の説である。従つてこれはそれらの傍證にもなり得ないので、海でなり・川でなりあつた時代に埋められたものであらう。故に洪積時代の地質孝研究の資料とこそなれ、日高川流程の考證の資料にもいささかなり難いではあるまいか。

私は先孝森氏の考證に反駁ハンバクのは心苦いのであるが、事の正しきを欲する故に、敢て私の考へを記して後考を俟つことにしたい。今少しく一步を進めて、日高の流域について考へ記して事の具体性を示したが、今の場合には只此の和田村に関する記となす目的であるために、いささか変な結末となつたが止めて置く次第である。

能力

ノリキ

鶴泊里横手の北にあり、東は深田・西は小池領である。文字の上では寺に仕へて力役をなす男を能力と云ふのである。謡曲道成寺に（謡曲道成寺の作者は明かでないが、室町期の作であることは間違ないと云われてゐる。）

イカニ能力　ハヤ鐘ヲバ鐘楼へ上ゲテアルカ

とある。其の能力であることは明かであつて、ノリキと呼ばれるのは其のつゞまつた語であらうことは、云ふまでもない。然らばこの能力は以前は即ち能力達が働いた田であると云ふ意であらう。然らば即ち寺の田であつたと云ふことは自明の理である。其の寺はどんな寺であつたかと云ふことは、勿論今の済広寺や常徳寺の田であつたのではないことは受合である。然らば先きに云つた別の里の別寺かと云ふとそれも疑はしい。此処は小池前と云ふ地も更に接近した地であるから、或は小池にあつた寺の能力の労力に俟つた田であつたのではあるまいか。それも亦明確にあげることとは出来ないが、此の小池には鎌倉比に相當な寺の存在したことはほゞうかがはれるのみならず、済広寺はもと小池から移されたといひ、又財部の妙樂寺も小池にあつた事は確實な史料がある。又西行法師がこの小池に来てゐることは、山家集巻下雜『小池と申宿にて』と端詞があつて

如何にして木朱の隙を求め得て　小池に今宵月の澄むらん

と云ふ歌が見える。法師は幾度かこの日高の地を通じて熊野に参詣されたが、此処にわざ／＼廻つて来るには何か寺でもあるか、それとも知人の莊園があつてのことではなればなるまいと推察する。其辺の消息は今明らかでないが、この妙樂寺についての研究を更に進めることによって、或は明らかになる時があるかも知れぬが、今此の字名によつて斯様に解する次第である。

千町

チマチ

能力の北で鶴泊りの東、今云ふ和田川が北々西に向かつて行く。能力の東を経て更に此の千町を東に進んでゆく、それを隔てゝ深田と接する。東は小池で殆ど三角形の地である。町と云へば今の人は市街の町と思ふのは常識であるが、此の町は間路で田の区切りで所謂畦畔^{アゼ}を云ふのであることは、和名抄に『未知 田区地』とあり、字彙に『町 田区畔^{アゼ}将也』とあれば明らかに知られる。従つて藺・財部・丸山等にも大町があり、玄子に春畝町があり、三百瀬に裏瀬町があつて、平野にも山間にも町と呼ばれてゐる所が多い。催馬樂に

櫟人 鳥津田を十萬知作れる見て販り来むや

と見えるのもこれであり、拾玉集に慈鎮和尚の歌に

山里の外面の小田の一畝町 あらしめ述へて種まきにけり

長秋詠草

數知らず田子の多くも見ゆる哉 千町の早苗とればなりけり

とあるに依つてもわかるように、ここの千町も小区劃の田が多くあつたことが、名となつたのであらうと云ふことは間違ひないことであらう。

松成

マツナリ

千町より更に北に行つた処であるが和田川は千町の北で、北々東に向つてゐるので千町と交渉は少なく深田の北にあたり、西は小池領で東は古川筋を以て觀音寺前にある。北も極く少しばかり接して京田地免である。松成といふのは非常に難しい名である。古来日本人は樹木を尊重する習性がある故に、樹

木を尊んで神影として崇拝してゐるのは、今でも各所に其の例があり、社殿のない神域には必ず神木と称する樹木があるように、土地を示すに樹木を以て名とした例も亦多い。それを伐採して空地となった跡を松田とか、杵田とかの名を以て呼ばれ、其処に住んで姓とした例も亦多い。此処の松成も田の以前は松があつたと云う意味であらうことは請合である。其の成といふことは、但来翁の南留志に曰く

ナラの平城と書けるは、平をナラス心にてよめるなるべし

とある。なる程ナラとかナラスとか云ふ事は平にすることであれば、ナリも亦その意で松のあつた所をならして、田としたと云ふことであらう。柳田氏の地名の研究に

ナル ナはナラスと云ふ意であつて、大和の平城と書くのも同じことである

と云つてゐる。或は松平とか松右衛門とか松丸と云ふ男が開墾したと云ふのかも知れないが、恐らく前者であると思ふ。

深 田

フケ

此処は和田の田を代表する意味に云はれているが、事實は一つの小字名にすぎぬのである。然しそれが恐らく和田村に於ける唯一の広さをもつてゐることは、斯うした耕作田としては珍らしいので、和田の耕作田の代名詞となつたことも、亦故なしとしないわけである。鶴泊里から王子ノ西に架せられた前の二ツの橋（今の鶴泊橋）の中間の尖端をなす所が南の端で、其の両側は三角型をなし、川があつて、西側は鶴泊里・能力・千町と三字があり、北は松成と観音寺前で、東は現代の西川・宇戸谷・王子後更に王子ノ西と云ふことになつてあり、以前の西川の流域は此の間を流れて、王子の西の北側で今の西川となつたのであつて、此処に古川筋とか川田とか呼ばれる田がある。それが遺憾ながら名の如くフケであつて、沼田とか泥田とか云はれる田であり、播鉢の底のような地である。故に雨が降れば浸水するのは當然のことである。従つて山田作りの小百姓にとっては、このフケがつからなければ米がとれない

のであることは自明の理である。よつてに其うした村の盆踊りには

和田ふけ野となれ淵となれ

と歌はれるのも、亦故なしとしないのである。源平盛衰記・太平記にも

ふけ田に馬を馳入れ

とか

深田に走り下り

とか見えてゐるのも、所謂こつした田を云ふのであり、千載集巻上にも

はかなくもわが世のふけとも知らずして いざよう月を待ちわたるかな

とあれば、古くよりフケと云ふ名はこつした田を指した名であることが知られる。柳田氏の地名の研究には

水ついた濕地をフケといひ・フゴ又はクゴといひ・アハシともドブともいふ。フケは泓とか^{フケ}口とかの漢字を宛て広く行はれてゐる。関東では泥田を今もフケと云つてゐる。

と見えてゐる。此のアワシと云ふのは何処で云はれているか知らないが、此の辺ではアワイと云へば田耕するに濕乾のよろしき時を云ふ言葉である。

王子ノ西

オホジノニシ

深田の東南にあり東は西川堤、南は道路を以て志賀増に接する。王子ノ西は即ち川向ひ若一王子が鎮座する地の西と云ふことであることは云はずも明らかである。前に云つた日高川は此処に来てゐたとすれば、即ち入山の南麓王子社の前を通つて此処に入り、横手川をつたつて鶴泊里・地開き・中開き・等々と流れたことであろうから、此処らは低地でなければならぬが、此処は深田・鶴泊里よりは稍高い地である。此れ以南は西川に沿つて高い地であることも亦、斯かる考證を裏切るものではあるまいか。

志賀増

シガソ

王子ノ西の南で東は西川堤、西は和田川を隔てゝ地開に接し、南は法師子・打延である。この志賀増のソの意、ゾウで所属増す（マス）の漢音であることはその文字に依つても明らかである。増（ソ）即ち増（マス）又枅にも通ずれば、四角を意味することになる如くに、左様に此の地は枅の如く眞四角と云つてもよい田並である。それは又四角を云ふ坪の意にも通ずれば、或は前に云つた下野のツボ・吉原の丁ノ坪等と共に大化の條里制の名残で、此処にも斯うした形で残されてゐるのではあるまいか。しかし考えれば前の下野坪・丁ノ坪と共に、目分量でも一里を形成せられたのであろうことがうかがえるものでもある。これに志賀を以てしてゐることは四ノ坪といはれた。その四は死に通じるので忌んだためにお隣りの村の名を借りて志賀をあて、又増（ソ）は増（マス）で一粒万倍の百姓には実に吉祥語であり、且つは枅は又尊重の宝器でもあるわけで、斯様な文字を宛てたものではあるまいか。

法師子

ホウシコ

志賀増の南で東は打延、西南は川で、葦原・汐田に対する。文字の上では法師になる子供といふ意であるが、枕草子いやしげなる物のうちに

人の子のほうし子のふとりたる

とあつて、古くから法師子なるものがあつたらしい。そのふとつたもののいやしげに見える法師子の録田といふのもお可笑なことであり、この法師といふものは昔から僧侶と同じようなものの、一階下つたものであつたらしく、狭衣物語に

或ほうの女をぬすみて、車にのりてものする事をほうしだから、かくあながちなるわざをし給へば

と見えてゐる。これは法師子である親法子の事ながら、あながちなる事する法師の事であるが序に引用する。これで法師というものの性格がうかがはれる。従つてこの法師子は人間ではなくて、法師子稲――坊主稲――を作つた田といふ意と解するべきであらうか。この稲の古くあつたことは源俊頼の歌集、散木奇歌集（散木集ともいふ）巻三秋『稲のたふれたるを見侍りて』との端詞を添えて

覺束な たが袖のこにひき重ね ほうしこの稲がふしそめけん
とあり、顯昭の散木集注に

そでの子 ほうしこ とともに稲の名也

と見えてあり、又同集雜下

田土に侍りけるころ こもりが稲といふものをもちゐにして とり出し侍りけるを またのひ
みそうつにして侍るを見てよめる

法師このいねとみしまにもちぬればみそうつまでも成にける哉
とあれば、法師子稲を作つたといふ意に解して然るべきか、柳田氏は

法子戸いふのは、法事堂などと同じく傍示処（ボウシド）の意を忘れて宛てたので、村の境界の
標識として樹木を立て、又天然の木をあてたことがある。これを傍示とし、その処を傍示処と云
つたので、その存する処は村の界である。

と地名の研究に云つてゐる。松屋筆記卷三十八ノ十五に

藏法師 今の世江戸深川の藏守をクラホウシと云へり、藏家守のことなり。蜷川親元日記に、正

宗房・定泉房などいふお倉法師あり。將軍家の御倉預なりけり 云々

と云つてゐるが、此処は矢張り村界でもなくお倉のあつた所とも思へないから、私の法師稲説は最も此
の地にふさわしき解釈であらうと自負してゐる。

打延

ウチノベ

志賀増の南で法師子の東にあり、西川堤との間で南は吉原領丁ノ坪である。打延の意は雁首と吸口を共金で作った煙管。つまり羅宇竹の用ひない煙管といふのは近代のことで、此処では文字通り打ち延ばす鍛冶屋の仕事を意味するのではないか。それとも打ち延ばされたような狭長の地形をいふのではあるまいか。事実此の地は南北に長い田であるが、はつきり其の意がくめない。

蟹田橋

打延の中頃から西川に架せられた橋で、河原瀬と田井の大鍬の界にわたる。其の蟹田の意味も不明である。

千貫堰

打延と志賀増の間西川の向、河原瀬・王子ノ前の間堰した井堰で、これによって養はれる和田の田水を得るので、まことに重要な井堰である。これを千貫堰といふ。今の人は千貫力と云ふので、私はさように解して強韌を意味するのであろう解したが、芝口氏は

私等子供の頃入山の子が御坊の高等小學校へ来てゐた。これ等が千貫堰と云つてゐた。矢田村土生にもこの名がある。此の千貫は産する米の量で、むかし何貫と書いたのがよくある。くはしくは知らないが、植える苗が千貫を要するといふような意味かとも思う。

といふ注意を頂いた。成程お説の通りで兼ねて読んだことがあり、それには具体的に数字をあげてあったことを思ひ出したが、中々それが容易に出て来ない。ヤットの事で見出したので拝借して、その千貫堰のよって来る処を聞くことにしよう。

山本信孝著孝経楼漫筆卷二（文化九年歿當時漢孝者として幕府に用ひられた人）

鈴録に田一坪に苗一把を植え・百坪に百把を植え、これを百目と云ふ。千坪に千把を、是を一貫目といふ。そのつもりにて大抵十貫目は百石・百貫は千石にあたれど、上中下によりて一定せず。是古法なり

国孝忘貝 讃岐森助左エ門長見

中古知行の高何貫といふ事北條家系圖に相模入道の領知二十八万七千貫

猶考を加へて
今百四十三万石 弟惠性

之領知十八万五千石 今の九十二万五千石

類度宵談（舒録を誤とす）一反三百坪大抵一石五斗・百坪の高大略五斗、十貫を一万石として五斗を乗じ五十石を得るなり。然らば千貫は五千石・百貫は五百石・十貫は五十石なるべし草廬雜録に 知行を貫と称する、知れがたかりしに 仙石の人万石以下をば貫を以て称す。十貫を百石とす

俗説贅辨続編に 中古地方の知行を斗るに、百貫・千貫といふこと。今も仙台に其名あり。此數西国にて明に知る人なし。武家系圖相模入道高時の下に領知二十八万七千貫・當代の知行百四十三万五千石 是田一反を一貫としたるものなり。亦ある人奥の人に聞きたるとて語りけるに、いにしへ永樂錢十文に米四合八勺を売る、ユゑに百文に四升八合・百貫は四十八石に當る。然れども知行百貫は今の百石とおなじ。大抵知行は四ツ八分の免ならしとて、右の諸説皆誤りなり。土佐幡多郡中村郷不破村八幡宮宝藏に一條家の古文書あり

於ニ本郷中村ニ八幡之新御寄進田之事

中ノ前田	一所一貫	有馬之内	小任小作	弥五郎
ハシラ松	一所一貫	目黒之内		泉□□

大ホトケ 一所七百五十分
ミツフ 一所二百二十分

花橘分
立石分

合 三貫分領

永禄二年己未三月吉日

康政印

右之文書を按ずるに、田千歩を一貫とす。今の三段三畝十歩也。之れ銭千文を一貫とするが如し。然れば百貫は四十万歩、今の三十三町三反三畝十歩・知行三百三十三石三斗三升三合とす。恐くは奥にて申すもかくの如くならん。

行余随筆に 田千歩を一貫としこれを積りあげて百貫・四十万歩、今の法に當れば三十三町三反三畝十歩なり。千貫は三千三百三十石余の所を領するよし伊沢其辨解せり。関東にて苗百把を百目と諺あり。これを考ふれば千石は千貫のことなるべしとある人語りき。

亦勸農本録にも 永銭をもつて年貢收納を取立てる法あり、繁多故もらず

とあるのはその全文である。今これによって見ると、各其の説に相違はあるが、千貫は三百三十三町の田に相當するらしいから、此処では千という數は多額を意味するものであつて、知行のその如き意味ではないことは勿論であるが、斯様に貫を以て収米を称へ、亦それをあげる田地を云ったことは、昔の一つの方法であつたことが知られると共に、それが亦徳川時代には斯様に違説がある程に忘れられたものであつたことも知られるれば、此の堰の作られた頃は、尚此うしたことが一般に通用した時代であつたことであらうと思はれるので、遅くとも鎌倉末・若しくは室町初期の頃ではあるまいかと考へられる資料ともなれば引用した次第である。

六郷堰湯口

この打延に前記した六郷堰の取入口があつて、前記千貫堰と共に和田の田を養ふため、日高川の水を

引き入れられるのが、西川の東河原瀬・油免の間を来て、西川をくゞってここに出てゐるのである。今日では六郷が廃されて若野堰と合流してゐるが、それも結局同じ水路をつたふわけである。従つて打延・法師子及び志賀増は居ながらにして引ける解である。他は一たん川に落したものを水車で踏み込んだのが、今は発動機ポンプを使用しなければならぬのは和田の田である。

水門

スライド

此の水門は打延の南に西川の逆流を防ぎ、且つ用水貯藏の役をもつ重要な水門である。所謂汐田など云はれる。名の如く汐のさしこむことを防止する用をなすのである。これがいつ作られたものであるかは資料がないのであるが、恐らくは西川の改修せられた宝永六年で、その四年十月四日午の刻といふに、紀伊半島の南二十海里乃至三十海里を震源とする大地震があり、その時

當地フケ田凡三尺許り下り込ミ依テ水損ハ度々アリ

と塩崎旧記に記してある。よつて其の対策として設けられたのであろう事は、今度の西川改修後の昭和二十一年の南海地震による沈下対策として、尾ノ上橋下手に汐止堰を作られたとのと規を一にするものではあるまいかと、想像するより外ないのである。

斯様にしてこの打延べは和田耕田に取つては、実に重要な役割を持つてゐる所であると共に、良田とされてゐるところである。それは西川に沿ふてゐるが、深田程に低くはないからである。これを以てしても深田の低いと云ふことは、日高川の流域であつたと云ふ考證の資にはならない解であるまいか。

河原瀬

カワラセ

今度は西川を渡つて東に入る。打延から蟹田橋を渡ると左側で、右側は田井の大鍬である。北は油免・東は横田である。ここは名こそ河原瀬であるが、実は和田随一の良田である。それと云ふのも所謂和

田フケ程に・左様やらに浸水しないからである。この河原瀬の名は日高川の流域でありし頃の名である爲に、その名があると云はれてゐるが、斯くあつたろうことは洪積代のこと、人間時代ではないのではなからうかと、私は云ふのである。よし河原といふことは所謂河原であるとするなれば、日高川でなくて西川・齋川（その頃の入山川）が持ち運んだ河原瀬でなければならぬ。と云ふのは今の齋新川が今の川筋に改修したのは宝永元年の事であり、その頃の入山川・今の西川が現代の如く、入山の山麓に沿ふて流れるように改修したのも、同じ年の元禄十七年のことである。それまでは齋川も西川もこの附近で合流するようになってゐたのである。従つて此処に河原瀬を構成したであらうことは察せられる。それも名は古い昔のことを取つてゐるが、実は良田として耕作されゐたものであることは又推察に難くない。それと云ふのも御年貢の低減を乞ふために、河原であり・窪田であり荒田でなければならぬのである。従つて各地に斯うした名の多いことも、さもあるべきかと首肯ける解ではあるまいか。

ここは河原であつた割合に、この附近と比較して低地と云ふのでもなく、和田ふげ程左様に浸水しないことは、和田ふけよりも高いといふことになるので、従つてふけ田の低いことは又別の構成になることを考へねばならぬ。

横 田

ヨコタ

河原瀬の東に続いた田で、南は同じく田井の大鍬・東は松原の瀬崎坪である。横ノ手と同じく一向に解し難い。何の横であるのか地型が横に長いのか・短いのかその辺は主観的な名称で、耕作者自身が住居の横と云ふ一家の呼び名が、一般化すると又横田で通用することにもなる。従つて斯の如き名はかなりに古い名称であらうと思ふ。鐘巻に山地ながら横（ヨコ）の一字があり、又続いて横枕（ヨコマ）がある。これ等も同じに解し得ない。

ここで云つて置かねばならぬことは、汐田の東・打延の南にあたって横田と呼ばれる所があり、吉原

領に横田といふのがあるが、両村に亘って接統地になつてゐる筈であるが、それは今日の和田村の台帳面にはないのである。又打延も田井領に打述があつて、又後に云ふ岩崎も丸山領に続いて岩崎があると云ふことは、今日の村ではなく今の大字（前の村）が編成されない以前に、既にこうした字名があつて、各左様に呼ばれてゐたのが村の編成によつて、それが打ち切きられたと云ふことを明らかに示してゐる例ではあるまいか。それが現制の町村制によつて一村の中になつた所もあるが、又此の村の様に他町村となつた所もある。今一寸附近をひろつて見ると、田井と藺に釜井戸・小松原と吉田に中黒・千津川と吉田に引谷等は、大字にわかれて又別の町村になつた例である。以前は大字にわかれたが、そのまゝ今の村とひつついた所に小松原村と財部に瀬崎坪・千津川と中津川に加納原・吉田と藤井に北河原・丸山と富安に蓮池・熊野と岩内に後谷等は、一寸附近をのぞいただけでも此の様に見出される。これ等によつても小字名が古くあつて、今の大字が編製？成された時に、それを切つたことを物語る資料であり、又明治二十二年に町村制にあつて、それがそのまゝ同村に編入されて同一村に接合された処と、其のまゝ他町村となつた処が出来てゐるのである。従つて此の字名は古来口から口へと傳へられて、耳から耳へと傳つたのが、明治の初めに所謂切絵圖なる村々の地圖が作製された時に書上げられた。従つてその時片言で理解し難いのもあり、且つは當時の筆生君に不可解なこともあつて、宛字やら省略やらされてゐる上に、併合されてわづらひをさけた。更に二十二年に今の土地台帳作製にあつてそれを寫し改め、その時にまた文字に宛字を多く用ひられ、且つ省略されて何番地と云ふ数字にも改められたので、更に多くの字名が消え亡せたのである。

故に今日台帳面になくて、事実村人の口に残つてゐる名は多くあるわけである。よつてこの字名など文字にとらはれることは危険極まるものである。従つて充分村の古老について親しく聞き正してをく必要があるのである。それだけでなくも古くから只口の先で売られ・買はれ志てゆくうちに、其の名の変つて来てゐることも、考へのうちに入れねばならぬのであることも亦忘れてはならぬ。斯くして村の成立を知る上の貴重なる資料となり、又村治を立つる上にそこに基礎を置かねば、確固たる村の發展は期し難

塔寺田

トイデ

いのである。見よ町村の編成にあたつて村長をねらふ輩や、自ら一個の感情によつて左右された町村は今日にして其の弊に病み、且つ先祖の地を疲弊のどん底に落しつゝある所は、眼前に歴然たるものがあることを、よく今日の村長とか村会議員と云ふ人達の口から聞く。過ぎたことは返つて来ない何でもよいと。これを以て村治に當る、まことに危い世相なるかなである。いらないことながら序に注意してをく次第である。

和田村の最東端で小松原領に接し、其の北の半分は早雲坪であり東は南早雲坪、南の半分は瀬崎坪といふ三つの字に突出した地である。これ等如何に見ても半分に切られて、その半分は當然小松原領となつてゐなければならぬ地であるように思ふが、和田村として残されてゐる事はこの大字編成のころに、和田なり・入山なりに有力者が居て、これを切らしめなかつた、その人の所有地でもあつたのではなからうか、と皮肉な考もさせられる程に、不可解な形に残されてゐることである。それは扱て置いてこの塔寺田と云ふ文字について聞いてみると、『トジデン』と云ふ人もあるし、『トイデ』と云ふ人もある。今此の文字に依つて考へて見ると、『トジデン』と云ふのは近代の呼び名を加味した読み方で、『トイデ』と云ふのは古くからの呼び様であろうとかがはれると私は思ふ。と云ふのは此の塔寺田と記されたのは元来宛て字であらう。何となれば此の附近に古いお寺があつたにしても、塔をもつ七塔伽藍の寺があつたとは決して思はれないから、塔の料田と云ふ事は考へられない事である。と云へば塔は三重や五重の塔ばかりでなく、石塔の供養田とも考えられることであるが、其の石塔にしても宝篋印塔とか・宝塔とかさては五輪塔に至るまで、其うした供養田をもつ様なものは一基たりとも見出せないのである。従つて之れは台帳編成にあたつて、筆生君の宛字であらうことには相違はない。従つてこの塔寺をもつてしたことは、刀自であつたろうと思ふ。刀自（トジ）がつまつて「トイ」となり、田（デン）は亦略

されて『デ』となったのではあるまいかと私は解する。従つて『トイデ』と呼ばれるのは、即ち刀自田（トジデン）と云ふ解であろう。然らば其の刀自田は如何なる理由かと云ふと、即ち丹生津比売神社の丹生祝比文曰く

オホエニマシシウチヒコノミコトワケノトヨミミノミコトメトリテクニスカミノオミナアムタトジウメルコ
□兄坐之宇遲比古命別豐耳命娶ニ国主神女兒阿牟田刀自一生児 云々

とある。此の豐耳尊は紀伊国造家紀氏の祖で、天道根命の六世の孫宇遲彦命の児で別、すなはち別れて始祖となつて、書記神功皇后巻に 紀直豐耳 とある人で、国主ノ神即ち天野（伊都郡）にあつて、神代よりこの国主神に奉仕する人の娘 阿牟田の刀自 阿牟田は、今の慈尊院の古名であると云ふ。その名を持った娘を刀自と云つてゐる。亦書記允恭記に

忍坂大中姫の皇后未だ家におはせし時 鬪鶏の国造馬に乗りて籬に荷みて皇后に謂ひて嘲りて曰
能国を作るや汝人^{ナヒト}且て曰く 壓乞^{イビデトバレ}□□其蘭一莖（此ノ母云都自）

とあり、靈異記中巻三條

曰下眞^{ミコト}刀自

とあつて、刀自を記してあるのは、古二字を合して用ひられたことであろう。亦万葉集卷廿に

眞木柱 頌めて作れる殿のこいませ 母刀自に面変りせず

又卷十六の長歌

父公に吾は眞名子ぞ 妣刀自に吾は愛子ぞ 云々

とあり靈異記中巻十六に

家至家刀自

上巻に

家室 伊戸乃止之

と見えて、刀自を用ひてあり又トウジと云つたことは源氏物語に

家とうしにひとへにうちとけたる

など見ゆれば古く『とじ』とも『とうじ』とも云つたらしく、それがそれ古くは娘も刀自であり、次第に家事の主なる婦人も刀自と云へることが知られ、年代と共に次第に老を重ねて、中世以降には老女に宛てることになり、今日では刀自と云へば家の主である婦人・主人をさして云ふ尊称のように使用されてゐる。其の刀自の田であつたと云ふ意であるのを、台帳の書上げにあたって、村の筆生君が塔寺田と宛てたのであろう。然らば其の刀自はどんなひとであつたかと云ふことはわからない。

油 免

アブラメン

塔寺田の西に続いた地で、南は河原瀬・西は東裏川を隔てゝ王子ノ前である。元来免と云ふものは、古来田地とはなるべからざるつながりをもつてゐる。免は税であり年貢と云ふ言葉となつてゐる程、支配者階級の思惠的搾取語なのである。免自体の意味は免除とか・免疫とか云ふ免で、つまり開放された免であらねばならぬのであるが、免いくつと云つて税を課するの割合、つまり税率として用ひられて来たのである。免一つと云へば一石に対する地租米一斗を云ふので、即ち収米の一割と云ふのであるとあつた。地方凡例録に

田畑取・箇厘取・反取之事 附免之発事 厘附ヲ免ト云事ハ 元来一反之石盛丈取ルベキモノナ
レドモ 左二取テハ百姓徳少ク 立行難ニ付 定リタル石盛當リヨリ 免シテ取ト云フ心ニテ免
ト云フ

とあつて、以上の消息を如実に示してゐる。然し又一方に於て同じ免でも名実共に免除になつた所もあるが、即ち下司免とか・税所免とかいふのがあつて、下司は莊主の下役であつてそれは免除されてゐた。税所は税米を徴集する役所で、これも亦免除であつたことは自明の理である。又一種八幡免・薬師免・女郎面・傾城屋敷等と云ふありがたい免から・艶っぽい免まであるのは、決して下司免のような全免の田ではなかつた。其の内の定められた幾分を其の八幡なり・薬師さんなりの費用として免じられたので

ある。女郎免といふのは、神の巫女に宛てる費として免じられたのである。故にその税米の半分なり。三分の一なりを軽くしたと云ふのである。此の油免も恐らくは寺の油料として幾分軽減された田であつたのであらう。斯様な油免の田があつたといふことは疑へぬ事実でなければならぬが、今それが明らかにならぬのは遺憾である。近くの財部に藤免（フジメン）がある、これは湊免の意であらう。北塩屋に神子免のあるは女郎免と同じく巫女の免で、三百瀬の筵免は税米をいれる俵料としてとしての免であつたらうかと思はれる。

寺 田

テラダ

油免の北で狹称の区域である。文字の如く寺の所有田と云ふ意であらう。油免と云ひ・寺田といふのがあつて見ると、更にその寺の存在が髣髴せしめるものがあるが、今依るべき資料はない。

例 古

レイコ

寺田の東北にあたり、東は丸山領であり北より西に斜に東裏川を以て、岩崎・東裏に対して南は塔寺田の半分にあたる稍広ふな土地である。この名は余り世間に見ない名である。柳田氏の地名研究には播磨に別名、東大寺領の矢野に例名（レイミヤウ）といふのがある。久しい間論争の目的となつた地で、別名は即ち例名に対する語で、本莊に対する新莊別所と同じである。

と見えてゐるのを以て、此処も亦さうした論争の北となつたが、もともと通り即ち古の例の通りになつた意かも知れない。さればこそ、その位置も村はづれ村界になつてゐる。

王子ノ前

オホジノマエ

東裏川と西川と入山の南山麓の三方にした三角形の地で、名の如く王[？]寺^{（子）}神社の鎮座の前である。此

の地は北に小高い山を負ひ・南は坦々たる平野で、向ふに里余の松原を眺めて絶好の地である。従つて藩政の頃は、此処に五郎左衛門組の大庄屋塩崎五郎左門の居住の地であつて、此処で近郷組下の政治を取扱はれたのである。此の塩崎氏は前にあげた正平十年の古文書の主で、後此采地に来て居住をなしたものであることは、続風土記入山村の条に

旧家地土 塩崎専藏

池大納言頼盛の孫河内守保業、承久之乱當国塩御崎に逃れ塩崎莊を領する。嫡子保秀は那智山廊坊の養子となり、浜宮勝山に居城す。次男塩崎左京高保則塩崎莊を領し高川原村に住す。堀内安房守廊坊と確執となる。この時左京亮より六代塩崎六郎左門、重政に一味し色川一黨と共に安房と戦ひ利を失ひ、此処に退去し五郎左門と改む。浅野家の代官をつとめ代々當村に居住す。

と見えてゐる。其の堀内安房守との確執は其の年代を極免ざれども、恐らくは室町中期の戦乱絶え間なき頃のことであろうと思はれる。その昔の采地に逃れ来たものであることは明らかである。ところが幕末には此の家は退轉し、今は東浦川に架せられた塩崎橋に名をとゞ免てゐたが、それも近頃は東裏川と改められてゐるのも、世の変遷うたゞ感慨に堪えないものがある。いたづらに新名をなすことも古をしのぶよすがとして、切角呼び習された橋の名ぐらいは残して置いて然るべきではないかと思ふ。

お倉橋

西川に架せられた橋で、此の山麓にお倉ありしを示す名であらうことは明に知られる。今も農業倉庫がある。

王子ノ後

オホジノゴ

王子の山の手で此の地は王子神社鎮座の地であったが、明治四十年八月和田御崎神社に合祀されて、今後をとめず。開墾して畑作をなしてゐるが、此の名によって王子社の鎮座せしことが永久に知られる。此の王子社の鎮座されたのは明かでないが、続風土記に

慶長十八年とある棟札あり

と記してあり、郡誌に更に

慶長十八年九月十八日神主別當傳十郎

とあると追記してある。今その棟札が御崎神社に保管されてあるのを見ると、長二尺三寸三分・幅二寸八分・厚六分の木地不明の棟札で、非常な虫喰いと墨のかすれで実にむつかしい中から拾ひ出したのは左の如くである。但し□は不明、神以下拾字ほどあるらしきもいかにしても分らなく、郡誌の云ふ神主別當傳十郎としては、稍文字が少ない様であるが、斯く郡誌が記すところに従ふべきか。裏面に梵字の如き一字あるらしいが、その形は全く不明である。

バン

一切皆善一切宿皆賢諸佛皆成德羅漢皆□満

慶長十八癸丑

奉□燈ノ若一王子綸宝前庄内太平諸人快示五穀成就如意吉祥□

神□□□□□□□□

次皆誠実言願我主吉祥一切方取皆成吉祥

九月十八日

今此の棟札で奉□□若一王子綸宝前とある二字不明のために、創建やら再建やらその辺が不明であることは実に遺憾である。今私見を以てすれば、恐らく再興棟札ではあるまいかと思はれることは、その慶長十八年九月十八日とあることは、則ち塩崎氏が此処へ逃れ来ても、二百年近い星霜を経てゐると見なければならぬからである。即ち此の若一王子を祀ったといふことは、所謂中世の熊野に天照大神を奉祀しはじめてのことであり、それが神格としては太神の若かりし靈、即ち若一王子としての祭神であった故に、塩崎氏は此の地を南朝の帝から賜った頃、若しくは塩崎氏が此処へ居を移した時に、鎮

守社として奉祭したものであらうと、私は解するからである。斯く解することは名所圖繪に云ふ

小池莊中古熊野本宮の神領となる

と云ふが如き、無稽の文に比していささかながら根拠がある筈である。然し私は絶対に斯くあると云ふのではなく、暫く確実なる文書もしくは有力なる資料を発見するまで、斯く想像して置くといふに過ぎなく尚後考を俟つ。

人はともすると王子社を祀ると、新宮の領の本宮の領といふが、それは実にあやまった見解で王子を祀つてあれば、更に充分に祭神を極めなければならぬと云ふは、中世以来熊野の信仰は普通化し殷盛を極め来ると共に、上は皇室の尊宗を得て王子社を祀ることに依つて、その奉幣を得るを以つて、何の社もこぞつて王子と称したこともある。又信仰の一般化につれて各地に勧請されたことは、今日尚全国到る所に熊野社があり・王子社があることで、これらの祭られてゐる所が、悉く熊野本宮や新宮の領であつたとは絶対にあり得ないことである。従つてここに小池にも王子社があり、吉原にも王子社が現存してゐることは、即ち正平文書の小池莊の半分二尾山の半分をいふ。その半分の部分に入るのではあるまいかと、私はうす／＼考へてもゐる。確かな資料の発見されんことを切望してやまぬものである。此の祭神若一王子であり、しかも熊野に依つて西部でありしことは、其の棟札に種子口（梵字）（梵字）を按じて若一王子の本地佛は大日であることを示してゐる。

城 趾

王子ノ後三二五九番地に城趾と称するは王子の地より東に位して、山稜の南端にあり里人本丸の遺趾といふ。日高鑑に『これは四国の三好家より所持候由申伝候へ共、何程以前か知申さず候』とある。まことに不思議な記文である。湯川氏の丸山と目と鼻の間にあつて、しかも其の仇敵たる三好が此処に居城したと云ふ事が事実でありとすれば、湯川氏の勢力と云ふのも、実に云ふが如きではなかつたのであ

ろうかと疑はれざるを得ない。それもこの日高鑑は一個人の気まぐれの記述でなく、公の調査であって見れば、万更根もない事ではあるまい。まして延宝六年と云へば天正十三年、湯川氏没落から九十三年の後であって、その以前としても百数十年も経過してゐることでなかうと思はるればである。若しこの記が疑ふべしとすれば、或は塩崎氏は此処に居住して百姓とはなったことであろうが、根が武士のことであるから、ささやかながら壘のようなものでも構えたものではあるまいかと想像するものである。兎に角そうしたものの痕蹟は此の山の上にある。

古墳

前記の城趾と云はれてゐる。

西の藪の中に周十六・七間、経[？]四間、高約二間 里人御主水様と称し、觸るれば崇りありと畏怖してゐる。地型上より見て古墳とおぼしきもので、羨道は南にあらんかとうかがはれるものである。と日高郡誌に見えてゐるまゝに今も残つてゐる。之は発掘しない以上は明かに分らないが、此の地に古代人の居住したことを語るべきものではあるまいか。

久保谷

クボタニ

王子後の北で山峯続きの地である。其の下側は宇戸谷となつてゐる。然るに久保谷といふ事は、実に面白い字で、窪とか・久保里とか小クボは凹地に多く宛てられてゐるのに、此処は山の凸地であるのに久保谷である。それをクボと云ふ所謂女陰をさして云ふクボではあるまいか。靈異記に閭[？]字を『シナダリクボ』と訓んで女陰に用ひ、伊呂波字類抄にも之を訓じてツビと云ひ、字鏡類聚名義抄には開字をもつてツビ又はクボと訓んでゐる。催馬樂に陰^{クボ}の名『くぼのなをはなにと云ふつびなり、けふくなうだもろ ひのなかの ひつぎめ けうくな うたもろ』とあつて、此の陰名クボ 玉門（ツビ）の名所

といへるので、「つらなり」けふくなく うたもろ と云ふことの説明は、今遠慮してをくことにするが、古くは女陰をクボと云ったことは明かである。更に壙囊鈔に陰の事の條に「一ハホド・ニハホゾ・三ニハクボ也・陰付タルモノトハ男根ツキタルモノト云心也 クボトハ女陰の異名ナリ」。以上考へ合せて見ると、凹地のみ宛てるべきものでもなく、其に何等か似た所の地に宛てたのではあるまいかと思はれる。斯様な名は全国至る所に見られる名であるが、近くのぞいて見ても吉原・田井に久保田があり、名屋に久保里・御坊の窪里等はいづれも低地凹地をさしてある。平川にも久保田・三百瀬に久保・蛇尾に古久保、此処は山高い地でクボである。古久保などに至っては、同じクボでも有難くない古いクボである。故に柳田氏は地名の研究に

クボは地形の上から見ればホドに類似するけれども、形容詞としてはクボリ・動詞としてはクボムとも働く詞であつて、現代語からでも其の意味が解決することが出来る。陰部をクボと称したことは明白で、或は一語の両用かも知れぬ。ことに依つたら無頓着な昔の人だから、身体のクボルに似た地型故にクボと名づけたのであらう。

と云つてゐる事はまことに意の深い町重な解釈であらう。従つて以上の諸説によつて、今此の久保谷も無頓着な古人の見たてのまゝに、さうした処から呼ばれた名であらうと解釈する所である。序に云つて置くが磯部の波打ちこむ岩礁に、漁人がオメコ岩とよんでゐるのがある。道路から立派に見える所で、さもあるべしとなづける岩である。一体これはいつごろからこんな名でよばれてゐるのか知らぬが、まことに率直な人は、毒氣のない表現をするものであると見る度に思はれる。

三宝寺

久保谷の山上にある。同寺は文明年間此の地の三郎二郎といふ人が、蓮如上人に皈依して名を心西と改め、字北裏に道場を創建したにはじまる。続風土記に慶長年中に建立すとあれば、此処に移建したこ

とを云ふのか。承応年間御坊西円寺（今の別院）祐賢、此の道場を譲受け長子正元此処に住す。寛文十三年木佛・宝永七年寺号を下附せられる、と云ふのが今日の寺史である。従って湯川氏は承応の頃・正元から以来のことであるが、湯川直春の弟信春の法嗣で、眞の血を受けた後裔である。

堂屋敷

同じく久保谷二九七一番地今の三宝寺前の畑地であるが、三宝寺とは関係がなく、昔眞言宗の草庵ありし所と云はれてゐる。又其の附近に堂の裏という所もある。これ等のことは只以上の如くまことにたよりない傳へと、地のよび名にとゞまるのであるが、此の近くに寺田とか・油免とかいうような地名があるからには、或は相當な寺であつたかも知れないと思はるれば、何とかそれらの資料を得たいものである。

狐塚

久保谷三二六四番地三宝寺の下手にあり、日高郡誌に

狐塚 三宝寺下にあり、円塚一基あり古墳なりや否や考定し難し。東内原茨木にも狐塚と称するものありしが、古墳にはあらざりき。

と見えてゐる。此の狐塚と云ふのも墳形を残されてゐることは余り多くないのである。地名にこそ各地に見られるが、墳形はないのである。此処のは地名が忘れられて墳が残つてあるので、堂屋敷などと共に省略されたうちに入つたので、字名は台帳面から消えたが、里人の口に残つてゐるものであるまいか。此の塚について民俗孝の大家柳田氏のいうところを聞くことにしよう。

路傍の小さな祠と同じようなものに塚がある。塚も今の人間が住みはじめてから大分してから、追々築造されたもので、目的は埋葬でも紀念でもなく、今ある路の辻の石塔とよく似た祭壇であ

つて、その分布でもやはり地方局がある。愛知県の地名となつてゐる狐塚・オサル塚・山伏塚・念佛塚・十三塚等は全国にあるけれども、関東が本場と云つてよい。

と云つてゐる。別して信仰といふ訳でもなく、何かその土地の人のシヨックを得た事にはじまつて、祭られたと見なければならぬもので、民俗学的にこれが研究対象となすべきもので、斯様に残されゐることはまことに結構なことである。

宇戸谷

ウトダニ

久保谷の下で今の西川に沿うて湾曲してゐる山際の所であつて、王子後から続いて北である。これに宇戸の字を宛てたことはどうも解し得ない。里俗ノロマの事をウト作と云ふ。まさかそんな人物の居所を以て、地名とするような愚劣な真似はすまいから、宇戸の大木柱にならぬと云ふ、其の獨活ウドの自生地であつたことは、入山の澤山と共に當然斯く解して然るべきではあるまいか。獨活ウドは今でこそ栽培とはなつてゐるが、以前は多く自生を採取したものであれば、これも又台帳の折に斯かる奇な字を宛てられた訳であらうか。

中橋

西川に架せられた農耕用の橋である。下のお倉橋・上の女郎橋（今の立花橋）との中に位する故の名であらう。

城山

シロヤマ

久保谷の上部で山頂の地。東麓は東裏・北は中井谷で殆ど三角形の地をなしてゐる。名の如く城山で、今もなほ方二十五間の城趾が歴然ととどめてゐる。馬場苗代といふ所もあり、里人青木氏の馬場の所と

云つてゐる。此の城趾が青木勘兵工氏の居城でありしことは、延宝六年の日高鑑和田浦の條に『城趾三ヶ所』とあり、一は前記大谷の間の城の尾を云ひ・一は前記入山本丸趾と云ふを云ひ、一は此処をさして

青木勘兵衛殿ト申仁居被申候 九十年以前ぼつらく

とあり続いて、郡主旧記追記（元禄ノ比）

古城一ヶ所入山村 是は青木勘平衛居被申候由

と見え、更に太田城水責記に

日高郡入山二青木勘兵衛居

とあることによつて、此の城は青木氏居城でありしことは、相當の根拠のあることと認められる。従つて続風土記に

入山城跡村中の山下にあり方二十五間許、青木勘兵工由定居城なりといふ

割書

城跡の南六町許に本丸の趾と云ふあり（これは前記の古城趾といふものを云ふ）。又乾四町許に青木家の馬場の跡と云ふあり、土人馬場苗代といふ。又城趾より西一丁半許に五輪の石塔一基あり、天正三年四月五日の文字見えて其の他分明ならず、土人之を女郎墓といふ・又青木氏の墓ともいふ。青木氏の女子を葬る所ならん。青木勘兵衛は文禄十一年三月衣奈浦にて三好氏と戦ひ功あり、織田家より日高郡高家莊を與へしことあり。

割書

其文書名草郡日方浦の民彦次郎所持す。後太閤に仕へ名を紀伊守と改むという。此の村今小池莊なれども、その頃は高家莊にて青木氏ここに本城を築きしならむ。

又名所圖會に

入山村の山下にあり、青木勘兵工由定の居城なりしといふ。由定文禄十一年三月衣奈浦にて三好

氏と戦ひて功あり、織田家より日高郡高家莊を寄せし事あり、後豊臣家に仕へて紀伊守と改むといふ。

と記して、共に文禄十一年となすは誤りで、永禄十一年でなければならぬのである。日高郡誌には続風土記の文を引いて

入山に城趾あること此の記の如し、然れども是を以て青木氏の城跡となすはあたらす。青木勘兵衛由定の名は、豊臣氏南征軍一方の大將として聞こゑたれど、其の以前入山に居城せしといふことは微證なきなり。続風土記に織田家より與ふる所の文書なるもの、今海草郡日方町の名門青木家に藏すれど、近時京都大學教授三浦博士の鑑定によりて全く偽書なること判明し、勸兵衛が高家莊を領し入山に居住すると云ふことを認め得ざるに至れり。思ふに永禄・元龜・天正の頃は湯川氏の全勢時代に属し、龜山城を中心として其の威力、西は西口方面・北は由良地方より有田に及び居たること、現在の諸文書によつて知ることを得、而して茨木・高家・小中・志賀・小池等に、それぞれ湯川譜代の重臣を配置し、龜山城にとりては実に緊密なる關係にありしものとす。斯かる時にあたり龜山の西僅々七・八町に過ぎざる入山に、湯川氏にとりては敵手たる青木勘兵衛などの居住すべき謂れあるなし。入山城は所詮湯川氏の一族が拠りたるものならざるべからず。と獨り湯川氏の勢力を以てするに、三浦博士の文書を偽書なりと云ふ許に否定してゐる。然らば湯川氏の族中如何なる人が居せしかといふこともあげ得ないのはいささか物足りない処である。以上続風土記以来あげ居る織田家より與へられたといふ文書をあげず、且つ郡誌もいかに博士の言葉なりとて、其の文書を見ずして論拠となすのは、いさゝか輕率のそしりをまぬがれないかと思はれる。

今此の記をなすに當つて尤も有力なる微證となすべき、海南市日方の素封家青木家に所藏する文書の拝觀を許されて見るに

今度其於衣奈浦

三好修理等陣取刻

先欠無比類手柄依之

南紀日高郡高家庄

當行物也

文・永
□ 禄十一年 織田上從助

三月

信長

花押

青木勘兵衛殿

と奉書に墨痕あざやかに認められてあり、其の紙質と云ひ・信長の文字の筆勢と云ひ、他の文書と比較して決して遜色のなきものと、私は思ふといへば積學三浦博士の鑑定を裏切るもので、貧弱なる私の見解は通用すべきもないことは充分知つてゐる。然しこの文書は同家に藏されてゐるものであるから、更に一応見極められんことを切望する。私は博士はどんな所で偽書と云つたのか、疑はざるを得ないのである。只おしむべきは、この文書にして永禄と記す永の字の処、虫喰ひありて明かでない爲に、続風土記も・名所圖會も文禄と記してゐるのであるが、勿論これは永禄に相違ないのである。この外に何等の欠点はない。更に同家に今一通左の文書がある。

去廿八日揖斐寺之軍

配評定口由某掌

納今上洛発依之

私丈同上致旨愈

泉州熊取庄梯垣

内屋形迄登着口侍

道筋之儀大木越水馬

通早々

穴賢

織田上從助

信長 花押

五月八日

青木勘兵衛殿

この文書と併せ見て、青木勘兵衛其の人と信長との関係の、緊密なるものがあつた事がうかがひしられる。

さて此の永禄十一年に衣奈浦に於て、三好軍と戦ひて功ありといふことは、憂聞他に徴證を得ないのであるが、斯様に三好修理の陣を取つたと明記すれば、其の事実を認めざるを得ないのである。斯かれば湯川氏の全盛時代にあつて、宿敵三好軍が其の領土である衣奈に陣することはあり得ないことでなければならぬ筈であらう。青木氏が入山に居城するよりも更に問題でなければならぬことは、湯川直光天文元年に畠山尚順に叛き鎮圧せられ、三年には直光野辺等と共に尚順を淡路に追ひ、植長湯川を討たんとせしもならず。永禄二年湯川直光・玉置與九郎等と共に、畠山高政を擁して堺に入り高屋城に入る。直光軍功により河内守護代とせらる。五年三好実休と泉州久米田に戦ひ、次いで五月河内教興寺の戦に敗れ。戦死したことになる。故に現代湯川村小松原法林寺に在る、直光の墓といふ宝篋印塔に左の如く刻まれてある。

永禄五年壬戌

□□眞祥岩宗吉

大禅定門 神儀

□□

五月廿日

正しく祥岩宗吉は湯川直光の法名であり、同寺の過去帳にもやはり以上の如く記され、其の下に「湯川民部少助輔直光」と記してあれば、此の戦に於て討死にしたことは明であれば、湯川としては三好の軍は宿敵でなければならぬ。更に九年には畠山高政・松永久秀と組して三好三人衆と戦ひ、高政敗れて堺に遁入し、永禄十一年畠山高政・松永久秀等は信長に赦を納れて、高政再び高屋城主となつてゐる。等々を見て當時の湯川にあつては青木氏の入山に居城することには抗し得ない状態にあること當然でなければならぬ。故に元亀元年には湯川・玉置の軍は、根来衆と共に信長に組みしてゐることを以てしても、此の間の事情が髣髴たるものがある。

又文書には日高郡高家莊を當てられて、入山に居住することは続風土記の記す如く、當時入山は高家莊に属してゐたのであらうとある如く、まことに不可解なことであるが、元来庄といふものは制令で定められた行政区劃ではなく、便宜上呼び慣された私称にすぎぬものであれば、其の権力者が指す所それがその莊であつたことになるのではあるまいか。然らばこそ宝暦の新川開鑿文書には、二尾莊和田・入山・小池・吉原と記し、天保五年の御崎神社棟札は、小池莊・三尾莊惣社御崎大明神と記してもある。今日の町村の如く一定不変の区劃ではなかつたであらうことが此処でもうかゞはれる。まして戦国時代の豪者は己が權力に依つて、其の所領を強奪し百姓を搾取して、のさばりかへつていた事であれば、猶更のことで莊郷などは己がまにまに改変したことであらう。

以上の如き状勢下にあれば、此の入山に信長の命を以て青木が居住することには、湯川氏にしては抗し得べくもないばかりか、三好の軍が己の所領と頼む衣奈浦に陣してゐたのを略奪したとあれば、又湯川氏には恩恵でもなければならず、又其の青木氏の背後の織田家の勢力は、旭日昇天の勢であれば此に敵することは、湯川氏の當時の勢力から見てもなし得ないことでなければならぬ。文禄五年直光の敗死は湯川氏には大きな打撃であつた。直光の代は湯川氏の全盛で直春に至つては、左程の権力はなかつたらしい。故に私は此の入山城は青木勘兵衛の居城であることを、充分に認めて然るべきであると確信するものである。

それも前記の延宝の文書に九十年以前にぼつらくとあることは、即ち約九十年以前に此処を引き上げたことが、里人の口碑に伝えられてゐたによるものであると信ずる。その九十年は信長が本能寺の変にあひし頃をさすのであらう。以来世の風雲急なるものあり、青木氏亦豊臣秀吉に黨して、東西に転戦したことであらうから、入山の居城を引あげたとみななければならぬ。

天正十三年の秀吉の南征の軍には、青木勘兵衛は一方の將として・仙石權兵衛・蜂須賀彦右衛門・藤堂與右衛門・尾藤甚右衛門・杵若越後守等と、名を列ねてゐることによつても、其間の事情が推察され得る。これについて湯川彦右衛門覺書（稍後の書であるが）、それには青木民部少輔と記し、藤堂家覺

書には青木紀伊守と見え・甫庵太閤記には青木勘兵工号紀伊守とあり・又青木勘兵衛一短といふ名も見える。之は各此の青木勘兵衛其の人に相違ない。続風土記に由定とあるは何に依ってか知り難い。

其の後青木氏の名は見出し得ないのであるが、やがて徳川の治世に入ってから、青木氏は名草郡大野庄に住し、其の地の春日神社の神主として数代を経たらしく、享保十二年其の職を譲り渡したといふ文書が今同家にある。其の後神田という地に移り、家号を神田屋と称して明治維新に至り、日方町に住して、代々素封家として連綿今日に及んでゐる。當主信一郎氏に至って十四代なりと云へど、其の系圖の明かならぬは、宝永の大津浪に家財を流失せしに依るものであるといつてゐる。

以上の文書に依って入山に居城せるは、此の青木氏であることに相違はないと考へるのであるが、尚今後の考究を俟つ次第である。

山下

続風土記も名所圖會も、此の城趾を入山山下にありと見えてゐることは、當時山上を山下と称したことが知られる。斯かれば前記山下の条で云へるが如く、サンゲと呼び、城の所在地を示すの名であつたろうが、明治の台帳の時に山上を山下などいふ非を正して、城山に改めたものであらうと思ふ。

中井谷

ナカイダニ

久保谷・城山の西北に続く地であり、山頂を界して鳥巢脇と接してゐる。

観音寺

カンノンジ

中井谷の北に接し西向きの谷である。名の如く観音寺といふ寺院のありし所ならんか。今も観音堂一宇あり。其の堂前に一基の一石五輪塔あり、総高一尺五寸五分・外に逆蓮の台座二寸を附す。其の地輪

に刻して曰く

記年は明らかに讀まれるが

五妙以下三字不明で尼

の一字は明かである。此の

塔の面白いのは乙井と刻し

て、亥を井としてゐることは

他に例を見ない所である。

天正三年乙井
五妙講積口尼
四月五日

此の塔を土俗傳へて「女郎塚」といふ如く、いかにも尼の字が明らかに読めるを以てして、相通ずるものがある。又曰く青木氏の女の墓であると。これも亦考慮のうちに入れねばならぬのではあるまいか。

立花から向ひに架せられた橋を女郎橋と呼んでゐたが、近年は立花橋と呼ばれてゐる由である。今の人ゐるは兎角新しい事を好むが、土地にしる・家にしるサビがつかなければ重きをなさぬので、此の入山にして此の一基の五輪の塔はどれだけ重くしてゐるかは、土地の人達には御存知ないのであるらしい。古い寺や宮の鎮座することは、其の土地の人達には何等の利益はないが、見えぬ・覚えぬうちに重みをつけてゐることである。従つて何等これのない部落の人達は、影がうすいといふことをよく見なければならぬ。

観音寺前

カンノンジマエ

西川の向ひで観音寺の前であるために此の名がある。さすれば観音寺は西方極樂向であつたといふことがはれる。南は深田の一部で西は松成である。

立花

タチバナ

観音寺の北西に南を受けた好適の地であるから、古家此の北は入山でも最も聚落地であつたらしい。古くは橋のあつた地といふのであろうか。続風土記に

かやの御所 村の小名・立花垣内にありしよし。寛文記にあり事跡詳ならずとある。又同記に前に引用した井原の松の条に

入山村かやの御所 御在世の時阿倍の清明 云々

といふこともあれば、此の御所といふのは誰の御所かは知らぬが、安倍清明の頃とすれば村上天皇より一條天皇まで、五代の帝に陰陽博士として奉仕した人であれば、平安朝の中頃冷泉帝の安和（九六八）より一條帝の西暦紀年（九九四年）の頃、高貴の御所でもあつたものとしなければならぬが、今日其の證徴すべき資料は更がない。古くかゝる御所のありし所なれば今も尚盛なもので、入山でも唯一の聚落地帯である。従つて橋垣内の名のあつた所以でもある。然しそれも切角のかゝる名を忘れて、平氣でござまつてゐられる人物の集合なればこそ、女郎橋の名を忘れ橋と改めることを敢てするものである。若し今も橋垣内の名が残つて居れば、今の立花よりどれだけ幽しいか知れないことを御存知ないのであるが、今更何と云つても既に止むを得ない。

峠 谷

峠谷と云ふ字名があつたらしいことは、日高鑑に

峠谷池 堤 長九間・深三間・水籠り奥へ拾間

と見えてゐれば、峠谷と云ふ地があつて、其処の池の意であらう。池は今もある、池の名は消えてゐる。この峠の山上に地藏堂があつて、今も寂しく見えてゐる。

西岡谷

これも立花と椎崎の間にあって、今其の名は台帳面から除かれてゐるが以前は峠谷と共に、これも同じく字名であつたらしく、同じ日高鑑に

西岡谷池 堤 長十間・深サ一間半・水籠奥へ十五間

右二ヶ所池下 高三十三石

と見えて、峠谷池と共に高三十三石をあげた池であつたが、西川改修によつてこれらの養つた田は川の底となつて、池は殆んど無用のものとして今日尚残されてゐるらしいのである。

椎崎

シイザキ

入山の西北端に位する突角の地である。其に椎の木が繁茂してゐたから、椎崎の名がある訳である。此処で今西川と志賀川が合流する地点である。

京田地面

キヨウデンジメン

椎崎と立花の前に長く曲りなりの地形をなしてゐることは、以前の入山川が高家川・志賀川を合流して、此の地の西を流れて観音寺・深田を経て、王子ノ西で今の西川となつたのであるが、天保十七年の改修で山麓に添ふ今の川と改修されたので、大いに救済されたことであろうが、又二百四十年後昭和八年九年に亘つて大改修、今日の西川となつたことは、和田耕田の福音でなければならぬ。

此の京田地免と云ふ名によつて連想されるのはかやの御所である。その御所の主は京の人で、御所と云へど別業であつたらうから、京田地と呼ばれたのではあるまいか。それが特に減免の地であつたらうといふことであるが、柳田氏の地名の研究に

遠州周知郡気多村大字木俣、京丸といふ地名がある。掛川志に、又奥山郷に御料の地があつて、三年毎に上番をした壯丁一人あり、之を京夫丸と云ふとある。小候京丸の京丸もやはり右の京夫

丸から轉訛した地名らしく見える。京夫とは京へ行くべき人夫を云ふことである。

と見えてゐるのを以てして、京田なるものをしかく解することは、スッポンとお月様の差がある理で、京と云へばとて高貴のみと解せないことである。或は京田は敬田の宛字でなからうかとも思ふ。敬田佛説に云う

三宝の徳を恭敬して供養するを敬田と云い、父母師長を恭敬して供養するを恩田と云い、貧者を憐れみて施與するを悲田といふ。此の三種を福田といひ、無上の福德を生ずといふ。

沙石集卷七

三宝の敬田・父母師長の恩田・貧病乞焉の悲田にも施さず

と見えてゐる。即ち敬田としての輕減免の田と云ふ意味ではあるまいか。

内稗田

ウチヒエタ

高家と志賀川の合流する其の中間の地で、和田村では最北端である。文字の如く瘦地であるといふ意であろうか。

北裏

キタウラ

立花の背合せになり、名の如く北向きであるため北裏といふことは、まことに聞こえたことで日裏と同じ意である。此処に里神が祀られてゐたことは、続風土記に

里神の森北裏にあり、森のみなり

と見えてゐるのは、或は此の入山の発祥地であるのではあるまいか。其の里神は森のみであることは、別に不思議ではなく樹木を神として崇敬してゐるのは、決してめづらしくないのみか、日本人としての通有の性格表現である。古事記・書記に樹木を神として祀ったことは一再でない。今日大和の三輪神社

は森が御神体であり、各地に例がある。

斯くして北裏即ち日裏から発祥することは、自然と人間としての交渉の上では全く反対な現象で、日表から開発されるのが順序であるが、此処は特殊な何物かであったのではあるまいか。

三宝寺の前進であった道場も、文明頃この地に建立されたのであると云へば、どうも此処は里神さんと共に入山の発祥地で、早くより開墾された地であるようにもうかゞはれる。

鳥ノ巢脇

トリノスワキ

北裏の東南にあたり、入山の山嶺の北東向にあたる地である。其の名の如く何か鳥の巢のあった事を目標とした地名で、其処に何かの特定物があったと云ふ意味で、呼びならはされた名で、所謂自然物を対象としての利用地名で、斯の如きは狐塚と云ふやうな動物をもつてしてゐることは、まことに僅少な例である。自然物でも宇土谷とか・立花とか・椎崎とか云ふことは、植物を対象とした名である。

斯うした自然物をもつて呼ばれてゐる地名は、相當に古い地名であつて、土地を専有するといふ時代以前に属することは明かである。従つて此の名の如き改竄カイザンされも、宛字もされてゐないものであるとうかがはれると、共に今日でもはつきりと理解せらるれば、文字も間違はれることもなく通つてきたものであらう。

弥生式の住居跡

昭和六年か七年のことであつた。北裏甚五郎氏が所有の此の地の山を開墾中、頂上より近い斜面で洞窟を掘り宛てた。其の時森氏の調査した処によると、その洞窟は幅三尺・長十尺乃至二十八尺・深さ三十尺で、自然岩の裂け目に三枚の天井石を設け、横に出入口と思はれるものがあり、中から古墳時代の祝部土器の破片・麦赤茶色素焼壺型土器の破片・石器時代の石棒を発掘したので、大体弥生式洞窟遺跡

と推定されたのである。従って石器時代から古墳時代に、人が穴居されたものであらうと、推定されるものであることであつた。これから見ても又古くこの時代に、人が住んでゐたことが確かに知られる。と云つて勿論この時代の人が名づけた鳥ノ巢脇であると云ふのではないが、土地利用の進まない以前につけられた名であらうと、推定して誤らぬ所であらう。

岩 崎

ユワサキ

鳥ノ巢脇と東裏との間に突出した地で、入山の不等辺三角の東に當る尖端であり、其処は岩石露出してゐる岩の崎であるとの名である如く、今でも岩石採取作業が続けられてゐる。自然地名であつて、之等も古い名であらうと思はれる。前にも云つた如く此の地の田面は丸山領であつて、同じ岩崎であることは、丸山からは決して岩崎と云へない地である。然るにこの名を以てしてゐるのは、大字・前の村の編成の時に切り分けたものであることは、斯うした地名によつて明かに物語られてゐるものである。

東 裏

ヒガシウラ

鳥ノ巢脇の南で城山・久保谷と背合せで、南は王子後と・東南に例古・寺田と東裏川を隔てゝ對してゐる山腹の地で、僅かの裾に居家を構えてゐるのである。東向きであるために東裏といふことは、まことに聞こえない話である。日の方に向かつては表でこそあれ、裏といふのは之も此の地の発展を考えて見ると、斯うした変なところに見えるのではないかと思はれるのは、矢張り北裏から発展したもので、西裏となり・東裏となったものであらう。西裏は山もなるく人家も多く、従つて土地の利用も充分にされてゐるので、字名も多く用ひられてゐるので、西裏の名は余り聞かれないが、小名として用ひられたものであることを記して置かねばならぬ。

斯かることは、まことに普通では解し得ない例ながら、西裏とか・東裏とか呼ばれてゐるのを見ると、

北裏が例に反して最初に開[？]初^(発)されたのであろうと解さねばならぬ。

あとがき

○本書は序文にあるとおり和田喜久男氏の著で、稿本は同じ西洋紙にペンで記され、百数十枚に及ぶ大部のものであった。寫本にあたっては細字で認めたためこの枚数となった。

○和田氏は和田の人、旧大阪毎日新聞通信員であり、一時地方新聞を経営し、亦メタン瓦斯の宣伝などをやったと云うほか経歴は知らない。

私が和田氏を知ったのは数年前、森彦太郎先生伝の著述を思いたって、其の資料を求めに行った時に始まる。その時氏は中々談論風発で當るべからざる概があった。そうして縣文化財保護委員や郷土研究の誰彼を遠慮會釈なく攻撃してゐた。私は此の時面白い老人だと思ったが、その後段々親交を加ふるに従って、和田さんの氣焰もまん更な空景氣ではないと考へるようになった。

○和田さんは嘗って相當生活的に苦しかった時代もあったと云うが、私の知った頃の和田さんは經濟的に極めてのんびりしてゐた。その上肺氣腫とかで病弱で、終始せきばかりしてゐたから、仕事は何一つしなかった。従って充分時間に余裕があったから、時々俳句を作るほかは一日中郷土關係の本や、徳川時代の隨筆類ばかり読んでゐた。恐らく日高地方の郷土研究家のうちで、最も多くの本を見てゐただろうと思う。

○和田小字名考は、こうした和田さんの労作で、和田氏をすゝめて兎も角纏めさせたのは私である。本書は恐らく和田さん以外の誰にも書き得ないものであるうし、博引であり一つ一つ原典によつてゐるので、教へられる処甚だ多い。

○和田さんの専門は金石文で、此の方面では恐らく縣下の第一人者であろう。他に『紀伊国鐘銘集』があり、最近専ら日高地方の神社の棟札を研究してゐる。亦「紀伊萬葉考」著述の計画ももつてゐるようである。

○本著の寫本は十一月下旬にはじまり十二月十五日に終つた。この間約廿余日専心寫本のみ従つたが、毎晩寫本にかゝるのが待たれる位楽しかったものである。

昭和廿八年十二月二十七日 製本にあたりて

『和田村小字考』活字化を終わって

父の書写本類をワープロ化はじめてすぐに、此の本を活字化したいとリストアップしていたが、御坊文化財研究会『あかね』第二五号（美浜町地名特集）に既に掲載されていたのを思出し、重複しても無駄だと止めていた。その後調べて見ると第二五号掲載分は『あかね』第二号・第四・五号に発表済み(1)・(2)の再掲で、『あかね』第六・七・九号には「和田村小字考」(3)・(4)・(5)が載っていた。しかし全部合わせても和田氏の原稿の後半約四分の一（父の書写と比べ）が抜けており、完結していない。

また『あかね』掲載分は、父の書写本と較べかなり修正加筆されている箇所が多く、父が和田氏の稿本を書写したものは、改訂版ぐらゐに補填修正されていて、『あかね』に発表のため古田武光先生が再調査編集されたものと思われ苦労が偲ばれる。

今回私の活字化は和田氏の稿本を父が写したものに從った。文章に旧仮名遣いや旧漢字が多く遣われている。和田氏の原稿の通りか、父の習性でそうだったのかは分からないが、敢えてそのまま複写した。兎に角和田氏は古書を沢山読み、其れに基づき和田村の小字名及び地名を詳しく解説している。

今年は梅雨開けが遅く、五日には当地（川辺）で一時間に九八・五mmの吃驚する集中豪雨があったり、九月には長時間の雷雨があり、和田ブケが浸水した。また七月三十一日私事体調を崩し二ヶ月間入院生活を送り完成が大幅に遅れた。

平成十八（二〇〇六）年七月二十日